

源泉徴収のしかた

令和8年版



源泉所得税の納付はキャッシュレス納付が便利です！

源泉所得税の納付は、スマホ・PC でいつでも納付ができ、現金不要で手間いらずの「キャッシュレス納付」が大変便利です。

なお、e-Tax ホームページ上に、「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を開設していますので、そちらを活用し、e-Tax によるキャッシュレス納付の利便性をぜひ体験してください。



年末調整手続は電子化で効率化！

年末調整手続を電子化することにより、保険料控除等の控除額の検算や控除証明書等のチェックが不要となるなど、年末調整手続が効率化されます。



「源泉徴収義務者の方」のページをご覧ください

源泉徴収義務者の方向けに、源泉徴収に関する各種手引・パンフレットや質疑応答事例などの情報を国税庁ホームページ「源泉徴収義務者の方」のページに掲載しています。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、国税庁ホームページ「源泉徴収義務者の方」のページをご覧ください。



この「源泉徴収のしかた」は、令和7年9月1日現在の所得税関係法令の規定に基づいて作成してあります。



国 税 庁

この社会あなたの税がいきている

法人番号 7000012050002

この「源泉徴収のしかた」は、給与の源泉徴収事務を中心にその概要を説明したものです。正しく源泉徴収をするため、この説明書を十分活用していただきたいと思います。

凡 例

1 文中で用いている略語は、次のとおりです。

所 法	……………	所得税法（昭 40 法律第 33 号）
所 令	……………	所得税法施行令（昭 40 政令第 96 号）
所 規	……………	所得税法施行規則（昭 40 大蔵省令第 11 号）
措 法	……………	租税特別措置法（昭 32 法律第 26 号）
措 令	……………	租税特別措置法施行令（昭 32 政令第 43 号）
措 規	……………	租税特別措置法施行規則（昭 32 大蔵省令第 15 号）
平○改正 法 附 則	……………	所得税法等の一部を改正する法律（平○法律第△号）附則
復興財確法	……………	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保 に関する特別措置法（平 23 法律第 117 号）
復興特別 所得税省令	……………	復興特別所得税に関する省令（平 24 財務省令第 6 号）
震災特例法	……………	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 （平 23 法律第 29 号）
実施特例省令	……………	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する 法律の施行に関する省令（昭 44 大蔵・自治省令第 1 号）
外国居住者等 所得相互免除法	……………	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する 法律（昭 37 法律第 144 号）
外国居住者等 所得相互免除規	……………	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する 法律施行規則（平 28 総務・財務省令第 5 号）
所 基 通	……………	所得税基本通達（昭 45 直審（所）30（最終改正令 6 課個 2-12））
措 通	……………	昭 55. 12. 26 付直所 3-20「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」 通達（最終改正令 6 課個 2-14）
措 通（源）	……………	昭 63. 3. 31 付直法 6-8 ほか 1 課共同「租税特別措置法に係る所得税の取扱い 《源泉所得税関係》について」通達（最終改正令 6 課法 12-24）
措 通（譲）	……………	平 14. 6. 24 付課資 3-1 ほか 3 課共同「租税特別措置法（株式等に係る譲渡 所得等関係）の取扱いについて」通達（最終改正令 6 課資 3-10）
新型コロナ 税 特 法	……………	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例 に関する法律（令 2 法律第 25 号）

2 文中、例えば「所法 9①三イ」とあるのは、所得税法第 9 条第 1 項第 3 号イの条項を示します。

目 次

第 1	源泉徴収制度の概要	1	Ⅱ	内国法人に対して支払う報酬・料金等	25
第 2	給与所得の源泉徴収事務	4	第 5	配当所得の源泉徴収事務	25
Ⅰ	源泉徴収事務のあらまし	4	第 6	非居住者又は外国法人に支払う所得の 源泉徴収事務	25
Ⅱ	給与所得の範囲	5	第 7	その他の所得に対する源泉徴収	28
Ⅲ	給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	7	第 8	その他	28
Ⅳ	源泉徴収に際して控除される各種控除	8	Ⅰ	源泉徴収税額の過誤納額の還付	28
Ⅴ	税額表の適用方法	15	Ⅱ	源泉徴収票及び支払調書の提出	28
Ⅵ	税額の求め方（令和 8 年分）	18	Ⅲ	災害被害者に対する救済	30
Ⅶ	年末調整	20	Ⅳ	給与所得者で確定申告をすれば源泉徴収 税額が還付される場合	30
Ⅷ	源泉徴収をした所得税及び復興特別 所得税の納付	20	〈参考〉		
Ⅸ	給与等の支払明細書の交付	21	○	給与所得・退職所得等の所得税徴収高 計算書（納付書）の記載例	34
第 3	退職所得の源泉徴収事務	22			
Ⅰ	退職所得の範囲	22			
Ⅱ	退職手当等の区分	22			
Ⅲ	退職所得控除額	22			
Ⅳ	税額の求め方（令和 8 年分）	23			
第 4	報酬・料金等の源泉徴収事務	23			
Ⅰ	居住者に対して支払う報酬・料金等	24			

銀行、証券会社、保険会社など金融機関等が行う源泉徴収事務や公的年金等の源泉徴収事務については、「源泉徴収のあらまし」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています。）をご覧ください。

第1 源泉徴収制度の概要

I 源泉徴収制度の意義

所得税は、所得者自身が、その年の所得金額とこれに対する税額を計算し、これらを自主的に申告して納付する、いわゆる「申告納税制度」が建前とされていますが、これと併せて特定の所得については、その所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度が採用されています。

この源泉徴収制度は、①給与や利子、配当、税理士報酬などの所得を支払う者が、②その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、③支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するというものです。

また、復興特別所得税においても、平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、徴収した所得税と併せて納付する源泉徴収制度が採用されています。

この制度により源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額は、源泉徴収だけで納税義務が完結する源泉分離課税とされる利子所得などを除き、最終的にはその年の年末調整や確定申告によって精算されます。

II 源泉徴収義務者

源泉徴収制度においては、源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税を徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」といいます。源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や協同組合である場合はもちろん、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、全て源泉徴収義務者となります（所法 6、復興財確法 8 ②）。

ただし、常時 2 人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払をする個人が支払う給与等や退職手当等、税理士報酬などの報酬・料金等については、源泉徴収をする必要はありません（所法 184、200、204 ②二）。

III 源泉所得税及び復興特別所得税の納税地

源泉徴収義務者が源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、その納税地の所轄税務署に納付することになります。この場合の納税地は、原則として、源泉徴収の対象とされている所得の支払事務を取り扱う事務所や事業所等のその支払の日における所在地とされています（所法 17、復興財確法 11 ②）。

なお、その支払事務を取り扱う事務所等の移転があった場合には、移転前の支払に対する源泉所得税及び復興特別所得税の納税地は、移転の届出書に記載すべき移転後の事務所等の所在地とされています（所法 17、所令 55 ①、復興財確法 11 ②）。

IV 給与支払事務所等の届出

1 「給与支払事務所等の開設届出書」の提出

給与等の支払者は、次の事実が生じた場合には、その事実が生じた日から 1 か月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を、その給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長に提出することになっています（所法 230、所規 99）。

- (1) 新たに給与等の支払事務を取り扱う事務所等を設けたこと（例えば、法人の設立、支店や営業所の開設等）。
- (2) 支店、営業所等で新たに給与等の支払事務を取り扱うこととなったこと。

2 「給与支払事務所等の移転（廃止）届出書」の提出

給与等の支払者は、次の事実が生じた場合には、その事実が生じた日から 1 か月以内に「給与支払事務所等の移転（廃止）届出書」を、その給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長に提出することになっています（所法 230、所規 99）。

- (1) 解散や廃業、休業等により給与等の支払がなくなったこと。
- (2) 支店や営業所等での給与等の支払事務が本店や主たる事務所等へ引き継がれたこと。
- (3) 給与等の支払事務を取り扱う事務所等を移転したこと。

(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所等を移転した場合には、移転前の納税地の所轄税務署長にこの届出書を提出することになっています（所規 99）。

V 源泉徴収の対象となる所得の範囲

源泉徴収の対象となる所得の範囲は、その所得の支払を受ける者の区分に応じて次の表のとおりとなっています。

なお、これらのうち主なものについては、それぞれの項で説明します。

支払を受ける者	源泉徴収の対象とされている所得の種類と範囲
居住者 （所法 2 ① 三） 〔国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて 1 年以上居所を有する個人〕	1 利子等（所法23、181①、措法 3 の 3 ①③、4 の 4 ①、6 ②、9 の 3 の 2 ①、37 の 11 の 6 ⑥） 2 配当等（所法24、25、181、措法 8 の 2 ①、8 の 3 ①③、9 の 2 ②、9 の 3 の 2 ①、37 の 11 の 6 ⑥） 3 給与等（所法28、183） 4 退職手当等（所法30、31、199、措法29の 4） 5 公的年金等（所法35③、203の 2） 6 報酬・料金等（「3 給与等」又は「4 退職手当等」に該当するものを除きます。）（所法 204、所令 320、措法 41 の 20） 7 保険業法に規定する生命保険会社、損害保険会社等と締結した保険契約等に基づく年金（所法207） 8 定期積金の給付補填金等（所法174三～八、209の 2、措法41の10） 9 匿名組合契約等に基づく利益の分配（所法 210） 10 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等（措法37の11の 4） 11 懸賞金付預貯金等の懸賞金等（措法41の 9） 12 割引債の償還差益（措法 41 の 12） 13 割引債の償還金に係る差益金額（措法41の12の 2）
内 国 法 人 （所 法 2 ① 六） 〔国内に本店又は主たる事務所を有する法人〕	1 利子等（所法174一、212③、措法 3 の 3 ②③、6 ②） 2 配当等（所法174二、212③、措法 8 の 2 ③、8 の 3 ②③、9 の 2 ①②、9 の 3 の 2 ①） 3 定期積金の給付補填金等（所法 174 三～八、212 ③） 4 匿名組合契約等に基づく利益の分配（所法 174 九、212 ③） 5 馬主が受ける競馬の賞金（所法 174 十、212 ③） 6 懸賞金付預貯金等の懸賞金等（措法41の 9） 7 割引債の償還差益（措法 41 の 12） 8 割引債の償還金に係る差益金額（一定の内国法人に限りします。）（措法 41 の 12 の 2）
非 居 住 者 （所 法 2 ① 五） 〔居住者以外の〕 個人 及び 外 国 法 人 （所 法 2 ① 七） 〔内国法人以外の〕 法人	1 次に掲げる国内源泉所得（所法161①四～十六、212①②⑤、措法 9 の 3 の 2 ①、37 の 11 の 6 ⑥、41 の 22） (1) 組合契約に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる利益の配分 (2) 国内にある土地等の譲渡による対価 (3) 国内において人的役務の提供事業を行う者が受けるその人的役務の提供の対価 (4) 国内にある不動産などの貸付けによる対価及び地上権などの設定による対価 (5) 国内にある営業所等に預け入れられた預貯金の利子等 (6) 内国法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は基金利息、国内にある営業所に信託された投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。）又は特定受益証券発行信託の収益の分配 (7) 国内において業務を行う者に対するその国内業務に係る貸付金の利子 (8) 国内において業務を行う者から受けるその国内業務に係る工業所有権、著作権等の使用料若しくは譲渡による対価又は機械、装置等の使用料 (9) 給与その他の人的役務の提供に対する報酬のうち国内において行う勤務等に基因するもの、公的年金等のうち一定のもの、退職手当等のうち受給者が居住者であった期間に行った勤務等に基因するもの（非居住者のみ） (10) 国内において行う事業の広告宣伝のための賞金品 (11) 国内にある営業所等を通じて保険業法に規定する生命保険会社や損害保険会社と締結した保険契約等に基づいて受ける年金等 (12) 国内にある営業所等が受け入れた定期積金の給付補填金等 (13) 国内において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約等に基づいて受ける利益の分配 2 恒久的施設を有する非居住者が行う特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等（措法 37 の 11 の 4） 3 懸賞金付預貯金等の懸賞金等（措法41の 9） 4 割引債の償還差益（措法 41 の 12） 5 割引債の償還金に係る差益金額（措法41の12の 2）

VI 源泉徴収をする時期

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をする時期は、現実に源泉徴収の対象となる所得を支払う時です。

したがって、これらの所得を支払うことが確定していても、現実に支払われなければ原則として源泉徴収をする必要はありません。

- (注) 1 源泉徴収を行う際の「支払」には、現実に金銭を交付する行為のほか、元本に繰り入れ又は預金口座に振り替えるなどその支払の債務が消滅する一切の行為が含まれます（所基通 181 ～ 223 共 - 1）。
- 2 配当等、役員賞与、組合契約に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる利益の配分については、現実に支払っていない場合でも一定期間が経過した日に支払ったものとみなされ、源泉徴収をする必要があります（所法 181 ②、183 ②、212 ⑤）。

Ⅶ 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付

1 納付期限

源泉徴収義務者が源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、その源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月 10 日までに併せて納付しなければならないことになっています（所法 181 ほか）。

なお、この納付期限の日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納付期限となります（国税通則法 10②、国税通則法施行令 2②）。

この納付期限までに納付されない場合には、源泉徴収義務者は延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがあります（国税通則法 60、67、68 ③④）。

2 納期の特例

給与等の支給人員が常時 10 人未満である源泉徴収義務者については、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出してその承認を受けることにより、給与等や退職手当等、税理士等の報酬・料金について源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税を次のように年 2 回にまとめて納付する、納期の特例の制度が設けられています（所法 216、217）。

なお、この申請書を提出した日の属する月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がない場合には、その申請月の翌月末日において承認があったものとされ、その申請月の翌々月の納付分からこの特例が適用されます（所法 216、217 ⑤）。

区 分	納 付 期 限
1月から6月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の額	7 月 10 日
7月から12月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の額	翌年 1 月 20 日

（注）1 納期の特例の対象は、次に掲げるものに限られます（所法 216）。

① 給与等及び退職手当等（非居住者に支払ったこれらのものを含みます。）について源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税

② 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士等に支払った所得税法第 204 条第 1 項第 2 号に掲げる報酬・料金について源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税

2 この申請書が郵便又は信書便により提出された場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなされます（国税通則法 22）。

3 納付の手続

源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、「所得税徴収高計算書データ」を e-Tax により送信した上で納付する（キャッシュレス納付）か、「所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付します（所法 220、所規 80、措令 5 の 2 の 3 ①、25 の 10 の 11⑦、25 の 10 の 13 ⑬、26 の 10①、26 の 17⑨、国税通則法 34①、復興財確法 28⑧、復興特別所得税省令 6）。

なお、所得税徴収高計算書（納付書）の種類とその使用区分は、次の表のとおりです。

詳しい情報は、国税庁ホームページ「源泉所得税の納付手続」

【https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm】をご確認ください。

所得税徴収高計算書（納付書）の種類	略 号	左の納付書を使用する所得の種類
給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）（一般用及び納期特例用）	給	給与所得、退職所得及び弁護士、税理士等の報酬・料金
報酬・料金等の所得税徴収高計算書（納付書）	報	弁護士、税理士等の報酬・料金以外の報酬・料金等、生命・損害保険契約等に基づく年金及び公的年金等
利子等の所得税徴収高計算書（納付書）	利	利子所得、投資信託（法人課税信託を除きます。）又は特定受益証券発行信託の収益の分配及び匿名組合契約等に基づく利益の分配（源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等に係る利子所得を除きます。）
配当等の所得税徴収高計算書（納付書）	配	配当所得（投資信託（法人課税信託を除きます。）、特定受益証券発行信託の収益の分配及び源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等に係る配当所得を除きます。）
非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書（納付書）	非	非居住者及び外国法人に支払う各種の所得（償割株の納付書を使用する所得を除きます。）
償還差益の所得税徴収高計算書（納付書）	償	割引債の償還差益（発行時源泉徴収）
割引債の償還金に係る差益金額の所得税徴収高計算書（納付書）	割	割引債の償還金に係る差益金額（償還時源泉徴収）
定期積金の給付補てん金等の所得税徴収高計算書（納付書）	定	定期積金の給付補填金等及び懸賞金付預貯金等の懸賞金等
上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書（納付書）	株	源泉徴収を選択した特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等及び源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等に係る配当所得等

第2 給与所得の源泉徴収事務

居住者に支払う給与所得の源泉徴収事務は、月々（日々）の給料や賞与などを支払う際に行う源泉徴収の事務と年末に行う年末調整の事務とに大別され、①課税対象となる給与所得の範囲、②配偶者控除や扶養控除などの各種控除の適用要件、③税額表の使い方や具体的な税額計算の方法などが、そのポイントとなります。

（注） 居住者而非居住者との区分は、その人の国籍や在留資格（入国ビザ）には関係がなく、その人が国内に住所を有するか又は国内に継続して1年以上居所を有するかどうかなどにより判定しますが、次の場合には、それぞれ次のように取り扱われます。

- 1 国内に居住することとなった人が、国内に継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有するような場合には、その人は国内に住所を有する人と推定されます（所令14）。
- 2 国外に居住することとなった人が、国外に継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有するような場合には、その人は国内に住所を有しない人と推定されます（所令15）。

※ この説明書における「税額表」とは、「給与所得の源泉徴収税額表」（月額表及び日額表）及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」のことをいいます。

I 源泉徴収事務のあらまし

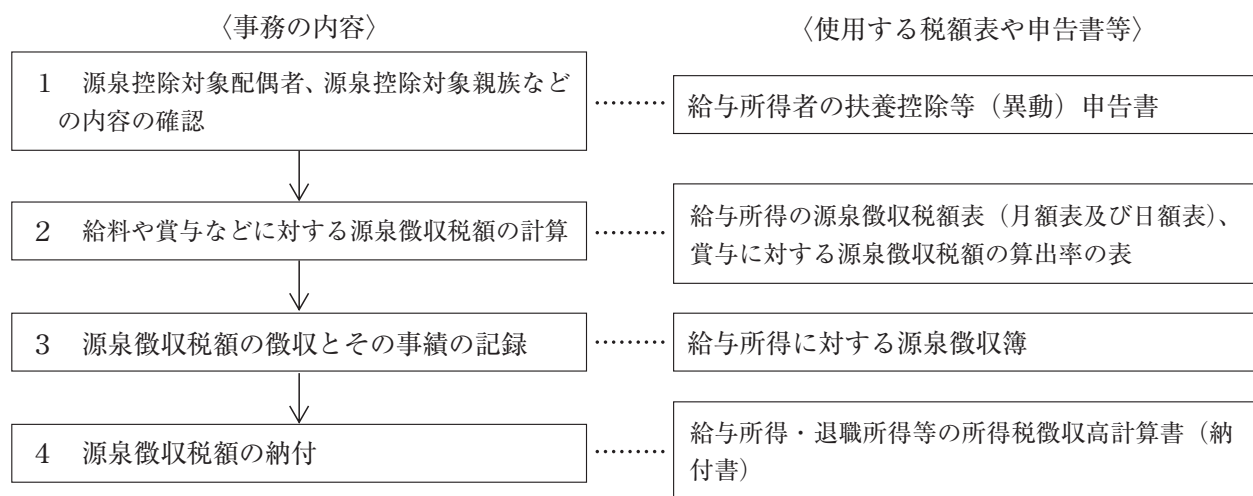
給与所得の源泉徴収事務のあらまし及び源泉徴収を行うに当たって使用する税額表や申告書等は、次のとおりです。

また、国税庁では、源泉徴収義務者の方に最新の情報をお届けするため、国税庁ホームページ内に特設ページとして「源泉徴収義務者の方」のページ【<https://www.nta.go.jp/users/gensen/index.htm>】を設けています。

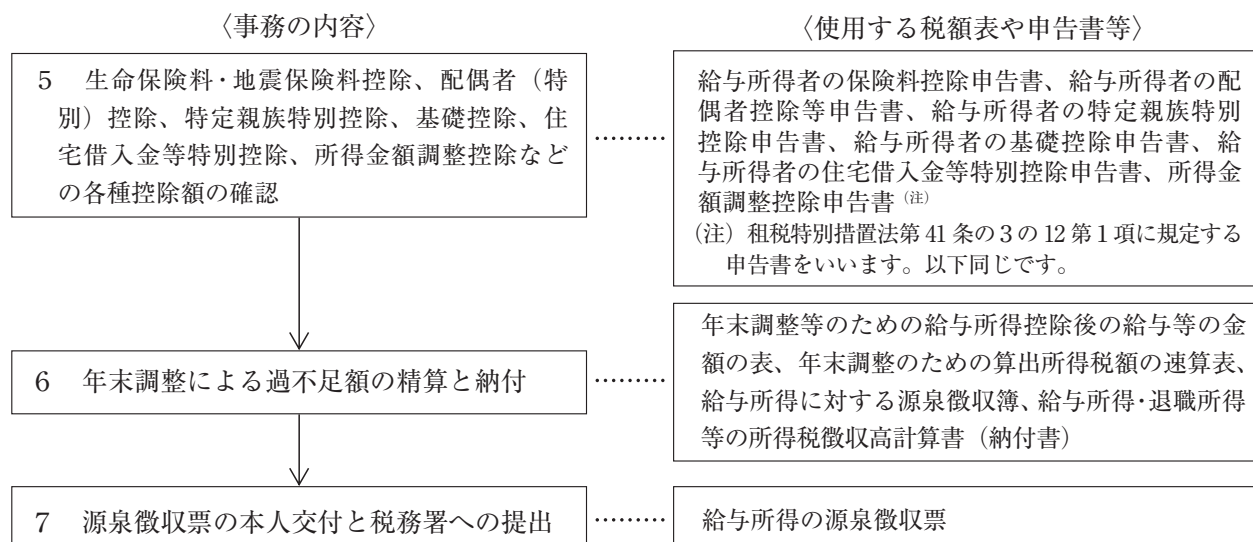
この特設ページでは、税額表や「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」などの各種様式、「源泉徴収のあらまし」などの各種手引・パンフレットをはじめ、源泉所得税に関する質疑応答事例など源泉徴収の手続に際し必要となる情報を掲載していますので、是非ご利用ください。

なお、この特設ページは、国税庁ホームページのトップページの右下にある「源泉徴収義務者の方」の入口から簡単にアクセスすることができます。

○ 月々（日々）の給料や賞与などを支払う際に行う源泉徴収事務



○ 年末調整事務等



Ⅱ 給与所得の範囲

給与所得には、通常の俸給や給料、賃金、賞与のほか、諸手当やいわゆる現物給与も含まれます。
この給与所得の範囲について注意していただく点は、おおむね次のとおりです。

1 通勤手当等

通常の給与に加算して支給される通勤手当や通勤用定期乗車券（これらに類する手当や乗車券を含みます。）は、通勤手段や通勤距離の区分に応じた一定の金額までは課税されないことになっています（所法 9①五、所令 20 の 2）。

詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサーをご確認ください。

「No.2582 電車・バス通勤者の通勤手当」

【<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2582.htm>】



「No.2585 マイカー・自転車通勤者の通勤手当」

【<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2585.htm>】



2 特殊な給与等

区 分	取 扱 い
旅 費	給与所得を有する人の次に掲げる旅行に必要な支出に充てるため支給される金品でその旅行について通常必要と認められるものについては、課税されません（所法 9①四）。 ① 勤務する場所を離れてその職務を遂行するために行う旅行 ② 転任に伴う転居のために行う旅行 ③ 就職や退職した人の転居又は死亡により退職した人の遺族が転居のために行う旅行
宿 日 直 料	宿日直料は、宿日直を本来の職務とする人の宿日直料など一定のものを除き、1 回の宿日直について支給される金額のうち 4,000 円（宿直又は日直の勤務をすることにより支給される食事がある場合には、4,000 円からその食事の価額を控除した残額）までの部分については、課税されません（所基通 28-1）。
交 際 費 等	交際費や接待費等として支給される金品は給与等とされますが、使用者の業務のために使用したことの事績の明らかなものについては、課税されません（所基通 28-4）。
結婚祝金品等	雇用契約等に基づいて支給される結婚、出産等の祝金品は給与等とされますが、その金額が支給を受ける人の地位などに照らして社会通念上相当と認められるものであれば、課税されません（所基通 28-5）。
葬祭料、香典、見舞金	葬祭料や香典、災害等の見舞金は、その金額が社会通念上相当と認められるものであれば、課税されません（所基通 9-23）。
労働基準法等の規定による各種補償金	労働基準法や船員法の規定により受ける療養の給付や休業補償などについては、課税されません（所法 9①三イ、所令 20①）。
学 資 金	学資に充てるために給付される金品のうち給与その他対価の性質を有するものについては、非課税の対象から除外されていますが、給与所得者が使用者から受ける学資金のうち、通常の給与に加算して給付されるものについては、法人である使用者からその法人の役員の学資に充てるために給付するものなど一定の場合に該当するものを除き、課税されません（所法 9①十五）。

3 現物給与の取扱い

給与等は金銭で支給されることが普通ですが、食事の現物支給や商品の値引販売などのように物や権利その他の経済的利益をもって支給されることがあります。

このような、いわゆる現物給与も給与等に当たりますが、現物給与には、①職務の性質上欠くことのできないもので主として使用者側の業務遂行上の必要から支給されるもの、②換金性に欠けるもの、③その評価が困難なもの、④受給者側に物品などの選択の余地がないものなど、金銭による給与等と異なる性質があり、また、⑤政策上特別の配慮を要するものなどもあるため、特定の現物給与については、課税上金銭による給与等とは異なった次のような特別の取扱いが定められています。

区 分	取 扱 い
食 事 の 支 給	使用者が支給する食事については、その支給を受ける人がその食事の価額の半額以上を負担すれば、原則として課税されません。ただし、その食事の価額からその人の負担した金額を控除した残額（使用者の負担額）が月額 3,500 円を超えるときは、その使用者の負担額（その食事の価額－その人の負担した金額）の全額が給与所得とされます（所基通 36－38 の 2）。 この場合の使用者の負担額が 3,500 円を超えるかどうかは、消費税及び地方消費税の額を除いた金額により判定します（平元直法 6－1（最終改正平 26 課法 9－1））。 なお、使用者が支給する食事については、次に掲げる金額により評価します（所基通 36－38）。 ① 使用者が調理して支給する食事については、その食事の材料等に要する直接費の額に相当する金額 ② 使用者が飲食店等から購入して支給する食事については、その食事の購入価額に相当する金額 以上のほか、通常の勤務時間外に宿日直又は残業をした人に対し、これらの勤務をすることにより支給する食事については、課税されません（所基通 36－24）。
制 服 等 の 支 給	職務の性質上制服を着用しなければならない人に対して支給又は貸与する制服その他の身の回り品、事務服、作業服等については、課税されません（所法 9 ①六、所令 21 二、三、所基通 9－8）。
社 宅 等 の 貸 与	使用人等に対して無償又は低額の賃貸料で社宅や寮等を貸与することによりその使用人等が受ける経済的利益については、使用人等から一定の算式により求めた社宅等について通常支払うべき賃貸料の額以上の賃貸料を徴収していれば課税されませんが、使用人等から徴収している賃貸料が、その社宅等について通常支払うべき賃貸料の額を下回っている場合には、その差額が給与所得とされます（所基通 36－40～36－48）。 なお、役員に貸与している社宅等が、いわゆる豪華社宅である場合には、通常の賃貸料の額は一般の賃貸住宅とした場合に通常支払うべき使用料の額により評価することとされています（平 7 課法 8－1）。
レクリエーションの費用の負担	レクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を使用者が負担することにより、その行事に参加した人が受ける経済的利益については、自己の都合でその行事に参加しなかった人に対しその参加に代えて金銭を支給する場合や役員だけを対象としてその行事の費用を負担する場合を除き、課税されません（所基通 36－30）。 なお、レクリエーション旅行については、旅行期間が 4 泊 5 日（目的地が海外の場合は、目的地における滞在日数）以内であるなど一定の要件を満たしている場合には、その経済的利益の額が少額不追及の趣旨を逸脱しない限り、原則として課税しなくて差し支えありません（昭 63 直法 6－9（最終改正平 5 課法 8－1））。
永年勤続記念品等の支給	永年にわたり勤務した人の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品を支給することによる経済的利益で、その表彰が、おおむね 10 年以上勤続した人を対象としたものであるなど一定の要件を満たすものについては、課税されません（所基通 36－21）。
創業記念品等の支給	創業記念、増資記念、工事完成記念又は合併記念等に際し、その記念として支給する記念品で、その支給する記念品が、社会通念上記念品としてふさわしいものであって、その価額（処分見込価額により評価した価額）が 10,000 円以下のものであるなど一定の要件を満たすものについては、建築業者、造船業者等が請負工事又は造船の完成等に際して支給するものを除き、課税されません（所基通 36－22）。 なお、その価額が 10,000 円以下のものであるかどうかは、消費税及び地方消費税の額を除いた金額により判定します（平元直法 6－1（最終改正平 26 課法 9－1））。
商品、製品等の値引販売	使用者の取り扱う商品、製品等（有価証券及び食事を除きます。）の値引販売をすることによる経済的利益については、その値引販売の価額が、使用者の取得価額以上で、通常他に販売する価額のおおむね 70% 以上であるなど一定の要件を満たす場合には、課税されません（所基通 36－23）。

区 分	取 扱 い
金銭の無利息貸付け等	使用者が金銭を無利息又は低い金利で貸し付けたことによる経済的利益については、①その経済的利益が、災害、疾病等により臨時的に多額な生活資金を要することとなった人に対してその資金に充てるために貸し付けた金額につき、その返済に要する期間として合理的と認められる期間内に受けるものである場合、②使用者における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率により利息を徴している場合、又は、③その供与される経済的利益の合計額が年間 5,000 円以下の場合には、課税されません（所基通 36 - 28）。
福利厚生施設の利用	福利厚生施設の運営費等を使用者が負担することにより利用者が受ける経済的利益については、その額が著しく多額である場合や役員だけを対象としてその経済的利益が供与される場合を除き、課税されません（所基通 36 - 29）。

Ⅲ 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

給与等の支払を受ける人は、毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を給与等の支払者（2 か所以上から給与等の支払を受けている人は主たる給与等の支払者）に提出しなければならないこととされています（所法 194 ①）。

この申告書は、扶養親族や源泉控除対象配偶者などがいない人でも提出しなければならないこととされており、この申告書の提出のない人が支払を受ける給与等については、税額表の「乙」欄が適用されることになります（この申告書を提出した場合よりも高い税率が適用されます。）ので、この申告書を提出できる人（主たる給与等の支払者から給与等の支払を受ける人）についてはこれを提出するよう指導してください。

なお、給与等の支払を受ける人から受理したこの申告書は、税務署長から提出を求められるまでの間は、提出を受けた給与等の支払者が保存するものとされています（所規 76 の 3）。

《社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に係る源泉徴収事務での主な取扱い》

1 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」への番号記載

給与等の支払者が、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける場合には、給与所得者から給与所得者本人、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族等のマイナンバー（個人番号）が記載された申告書の提出を受ける必要があります。

（注）給与等の支払者が、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載されるべき給与所得者本人、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族等のマイナンバー（個人番号）その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、その給与所得者が提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」には、その帳簿に記載されているマイナンバー（個人番号）の記載を要しないこととされています（所法 198④、所規 76 の 2 ⑤～⑩）。

2 本人確認の実施

給与等の支払者が、給与所得者からマイナンバー（個人番号）の提供を受ける場合は、本人確認として、提供を受ける番号が正しいことの確認【番号確認】と、番号の提供をする者が真にその番号の持ち主であることの確認【身元確認】を行う必要があります。

なお、給与等の支払者が本人確認を行う必要があるのは、マイナンバー（個人番号）の提供を行う給与所得者本人のみとなります（源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります）。

（注） 本人確認を行う場合に使用する書類の例

① マイナンバーカード【番号確認と身元確認】

② 通知カード（※）【番号確認】 + 運転免許証、パスポートなど【身元確認】（写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には 2 種類必要です。）

※ 通知カードを番号確認書類として使用するためには、通知カードの記載事項が住民票の氏名、住所等と一致している必要があります。また、令和 2 年 5 月 25 日以後交付される「個人番号通知書」については、番号確認書類として使用できませんのでご注意ください。

※ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について、詳しくはデジタル庁ホームページ【<https://www.digital.go.jp>】又は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

〔記載例〕

令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

[illegible]

以下の各欄に記載する親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生 of いずれにも該当しない場合には、上記の各欄を記載して給与の支払者に提出してください。

[illegible]

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています)

[illegible]

IV 源泉徴収に際して控除される各種控除

1 給与所得控除

給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とされています(所法28②)。

この給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて、次のように定められています（所法 28 ③）。

給 与 等 の 収 入 金 額	給 与 所 得 控 除 額
190 万円以下の場合	65 万円
190 万円を超え 360 万円以下の場合	収入金額× 30%+ 8 万円
360 万円を超え 660 万円以下の場合	収入金額× 20%+ 44 万円
660 万円を超え 850 万円以下の場合	収入金額× 10%+110 万円
850 万円を超える場合	195 万円

※ 一定の要件に該当する場合には、上記の給与所得の金額から所得金額調整控除額が控除されます（措法 41 の 3 の 11①）。年末調整において所得金額調整控除の適用を受ける場合には、その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、所得金額調整控除申告書を提出する必要があります（措法 41 の 3 の 12②）。詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されている「源泉徴収のあらまし」を参照してください。

なお、月々(日々)の源泉徴収税額を求める際に使用する「給与所得の源泉徴収税額表」(月額表及び日額表)などには、既に給与所得控除相当額が織り込まれていますので、月々(日々)の源泉徴収の都度、この給与所得控除額を計算する必要はありません。また、年末調整の際には、「その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した後の金額」から各種所得控除額を控除した後の課税給与所得金額について「年末調整のための算出所得税額の速算表」を使用して税額を求めることになりますが、この場合の給与所得控除後の給与等の金額は、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めます(所法28④、190、別表第五)。

2 所得控除及び税額控除

所得税は、納税者の担税力に応じた課税を行うことなどを目的とするため、各種の控除を行うこととしていますが、源泉徴収の際に控除されるものの種類及びその控除を受けるために提出しなければならない申告書は、次の表のとおりです。

控除の種類			区 分	令和 8 年分の控除額	控除を受けるために提出する申告書とその提出時期	
所得控除	社会保険料控除 (所法 74) 小規模企業共済等 掛 金 控 除 (所法 75)	給与等から控除したもの		控除した 保険料・掛金の全額	(申告不要)	
		本人が直接支払ったもの		支払った 保険料・掛金の全額	「給与所得者の保険料控除申告書」 …その年最後に給与等の支払を受け る日の前日まで	
	生 命 保 険 料 控 除 〔 所法 76 措法 41 の 15 の 5 〕	適用 限度 額 12 万 円	一般の生 命 保 険 料	新生命保険料	最高 40,000 円 ※年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には最高60,000円	
				旧生命保険料	最高 50,000 円	
			新生命保険料と旧 生命保険料の両方		〃 40,000 円 ※年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には最高60,000円	
			介護医療保険料		最高 40,000 円	
			個人年金 保 険 料	新個人年金保険料	〃 40,000 円	
				旧個人年金保険料	〃 50,000 円	
				新個人年金保険料と旧 個人年金保険料の両方	〃 40,000 円	
	地 震 保 険 料 控 除 〔 所法 77 平 18 改正法附則 10 〕	地震保険料だけの場合		〃 50,000 円		
		旧長期損害保険料だけの場合		〃 15,000 円		
		地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合		〃 50,000 円		
	障 害 者 控 除 (所法 79)	一般の障害者		270,000 円	「給与所得者の扶養控除等（異 動）申告書」 1 通常の場合…その年最初に給 与等の支払を受ける日の前日 まで 2 中途就職の場合…就職後最初 に給与等の支払を受ける日の 前日まで 3 申告書の記載内容に異動があ った場合…異動後に給与等の 支払を受ける日の前日まで	
		特別障害者		400,000 円		
		同居特別障害者		750,000 円		
	寡婦控除（所法 80）		270,000 円			
	ひとり親控除（所法 81）		350,000 円			
	勤労学生控除（所法 82）		270,000 円			
	扶 養 控 除 〔 所法 84 措法 41 の 16 〕	一般の控除対象扶養親族		380,000 円		
		特定扶養親族		630,000 円		
		老人扶養親族	同居老親等以外の者	480,000 円		
			同居老親等	580,000 円		
	基礎控除（所法86、措法41の16の2）			最高 950,000 円※1	「給与所得者の基礎控除申告書」 …その年最後に給与等の支払を受ける日の前日まで	
	配 偶 者 控 除 (所法 83)	一般の控除対象配偶者		〃 380,000 円※2	「給与所得者の配偶者控除等申告書」 …その年最後に給与等の支払を受ける日 の前日まで ※源泉控除対象配偶者に該当する場合には、 上記「給与所得者の扶養控除等（異 動）申告書」も参照してください。	
		老人控除対象配偶者		〃 480,000 円※2		
	配偶者特別控除（所法83の2）			〃 380,000 円※3		
	特定親族特別控除（所法84の2）			〃 630,000 円※4	「給与所得者の特定親族特別控除申告書」 …その年最後に給与等の支払を受ける日 の前日まで ※源泉控除対象親族に該当する場合には、 上記「給与所得者の扶養控除等（異 動）申告書」も参照してください。	
税額控除	住宅借入金等特別控除 〔措法41、41の2、41の2の2、震災特例法13の2、 新型コロナ税法6、6の2〕			〃 600,000 円	「給与所得者の住宅借入金等特別控 除申告書」 …その年最後に給与等の支払を受け る日の前日まで	

- (注) 1 月々（日々）の源泉徴収は給与所得の源泉徴収税額表（月額表及び日額表）などによって行うこととされています。
 なお、税額表には上記の表の障害者控除から特定親族特別控除までの各控除が織り込まれていますので、月々（日々）の源泉徴収の都度、これらの控除額を計算する必要はありません。
- 2 上記の各種控除について、詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「源泉徴収のあらまし」を参照してください。
- 3 上記のほか、確定申告書を提出して受ける控除として、雑損控除（所法 72）、医療費控除（所法 73、措法 41 の 17）、寄附金控除（所法 78、措法 41 の 18①、41 の 18 の 2①、41 の 18 の 4）、配当控除（所法 92、措法 9）、分配時調整外国税相当額控除（所法 93、復興財確法 13 の 2）、外国税額控除（所法 95、95 の 2、復興財確法 14）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18②）、認定 NPO 法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 2②）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 3）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の 3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の 4）及び給与所得者の特定支出控除（所法 57 の 2）があります。

(※1) 次の区分に応じた金額が所得から控除されます。

〔基礎控除額の表〕		所得者の合計所得金額	
所得者の合計所得金額	控除額	所得者の合計所得金額	控除額
132 万円以下	95 万円	655 万円 超 2,350 万円以下	58 万円
132 万円 超 336 万円以下	88 万円	2,350 万円 超 2,400 万円以下	48 万円
336 万円 超 489 万円以下	68 万円	2,400 万円 超 2,450 万円以下	32 万円
489 万円 超 655 万円以下	63 万円	2,450 万円 超 2,500 万円以下	16 万円

(※2) 次の区分に応じた金額が所得から控除されます。

〔配偶者控除額の表〕		所得者の合計所得金額	
配偶者の合計所得金額	控除額	所得者の合計所得金額	控除額
58 万円以下	38 万円	900 万円 超 950 万円以下	13 万円
老人控除対象配偶者	48 万円	950 万円 超 1,000 万円以下	16 万円

(※3) 次の区分に応じた金額が所得から控除されます。

〔配偶者特別控除額の表〕		所得者の合計所得金額	
配偶者の合計所得金額	控除額	所得者の合計所得金額	控除額
58 万円以下	38 万円	900 万円 超 950 万円以下	13 万円
58 万円 超 95 万円以下	36 万円	950 万円 超 1,000 万円以下	12 万円
95 万円 超 100 万円以下	31 万円	1,000 万円 超 1,050 万円以下	11 万円
100 万円 超 105 万円以下	26 万円	1,050 万円 超 1,100 万円以下	9 万円
105 万円 超 110 万円以下	21 万円	1,100 万円 超 1,150 万円以下	7 万円
110 万円 超 115 万円以下	16 万円	1,150 万円 超 1,200 万円以下	6 万円
115 万円 超 120 万円以下	11 万円	1,200 万円 超 1,250 万円以下	4 万円
120 万円 超 125 万円以下	6 万円	1,250 万円 超 1,300 万円以下	2 万円
125 万円 超 130 万円以下	3 万円	1,300 万円 超 1,350 万円以下	1 万円
130 万円 超 133 万円以下	0 円	1,350 万円 超 1,400 万円以下	0 円
133 万円 超	0 円	1,400 万円 超 1,450 万円以下	0 円

(※4) 次の区分に応じた金額が所得から控除されます。

〔特定親族特別控除額の表〕		所得者の合計所得金額	
特定親族の合計所得金額	控除額	所得者の合計所得金額	控除額
58 万円 超 85 万円以下	63 万円	900 万円 超 950 万円以下	13 万円
85 万円 超 90 万円以下	61 万円	950 万円 超 1,000 万円以下	12 万円
90 万円 超 95 万円以下	51 万円	1,000 万円 超 1,050 万円以下	11 万円
95 万円 超 100 万円以下	41 万円	1,050 万円 超 1,100 万円以下	9 万円
100 万円 超 105 万円以下	31 万円	1,100 万円 超 1,150 万円以下	7 万円
105 万円 超 110 万円以下	21 万円	1,150 万円 超 1,200 万円以下	6 万円
110 万円 超 115 万円以下	11 万円	1,200 万円 超 1,250 万円以下	4 万円
115 万円 超 120 万円以下	6 万円	1,250 万円 超 1,300 万円以下	2 万円
120 万円 超 123 万円以下	3 万円	1,300 万円 超 1,350 万円以下	1 万円
123 万円 超	0 円	1,350 万円 超 1,400 万円以下	0 円

3 控除対象者等の範囲

配偶者控除の対象者等の内容とその確認に当たっての具体的な注意事項は、次のとおりです。

(同一生計配偶者)

給与等の支払を受ける人の配偶者でその給与等の支払を受ける人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）のうち、合計所得金額が58万円以下である配偶者をいいます（所法2①三十三）。

〔注意事項〕

- 1 ここにいう「配偶者」には、いわゆる内縁関係の人は含まれません（所基通2-46）。
- 2 ここにいう「合計所得金額」とは、次に掲げる金額の合計額をいいます（所法2①三十イ(2)、措法8の4③一、31③一、32④、37の10⑥一、37の11⑥、37の12の2④⑧、37の13の3⑨、41の5⑫一、41の5の2⑫一、41の14②一、41の15④、所基通2-41）。

- (1) 純損失又は雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額
- (2) 上場株式等に係る配当所得等について、申告分離課税の適用を受けることとした場合のその配当所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の適用がある場合には、その適用後の金額及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）
- (3) 土地・建物等の譲渡所得の金額（長期譲渡所得の金額（特別控除前）と短期譲渡所得の金額（特別控除前））
- (4) 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）
- (5) 先物取引に係る雑所得等の金額（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）
- (6) 退職所得金額
- (7) 山林所得金額

なお、この「合計所得金額」には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、あるいは確定申告をしないことを選択した次のような所得は含まれません（措通（源）3-1、3の3-16、8の2-2、8の3-1、41の9-4、41の10・41の12共-1、措通（譲）37の11の5-1）。

イ 利子所得又は配当所得のうち、

- (イ) 源泉分離課税とされるもの
- (ロ) 確定申告をしないことを選択した一定の利子等又は配当等

ロ 源泉分離課税とされる定期積金の給付補填金等、懸賞金付預貯金等の懸賞金等及び割引債の償還差益

ハ 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で確定申告をしないことを選択したもの

- 3 配偶者の所得が給与所得だけの場合や家内労働者等の事業所得等だけである場合には、その年中の収入金額が123万円以下であれば合計所得金額が58万円以下になります。
- 4 「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではありませんから、例えば、親族のうちの誰かが、勤務や修学、療養などのために他の親族と日常一緒に生活していない場合でも、勤務や修学の余暇には家に帰ってくる場合や、常に生活費や学資金、療養費等が送金されている場合は、生計を一にしていることになります（所基通2-47）。
- 5 一の所得者の配偶者がその所得者の同一生計配偶者に該当し、かつ、他の所得者の扶養親族にも該当する場合には、その配偶者は、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなされます（所法85④）。

(控除対象配偶者)

同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である給与等の支払を受ける人の配偶者をいいます（所法2①三十三の二）。

(老人控除対象配偶者)

控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人（令和8年分の所得税については、昭和32年1月1日以前に生まれた人）をいいます（所法2①三十三の三）。

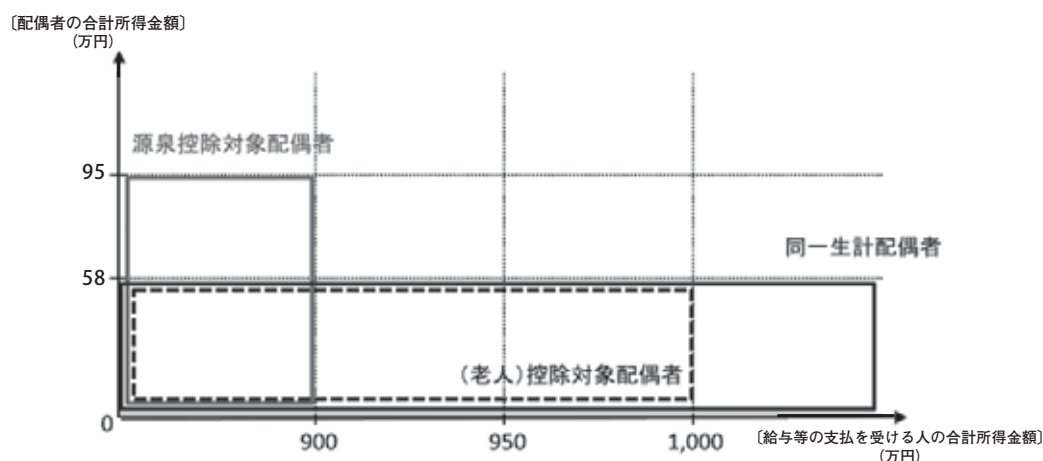
—(源泉控除対象配偶者)—

給与等の支払を受ける人（合計所得金額が900万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます。）で、合計所得金額が95万円以下である配偶者をいいます（所法2①三十三の四）。

〔注意事項〕

- 1 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、その年中の給与等の収入金額が160万円以下であれば合計所得金額が95万円以下になります。
- 2 夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除を受けることはできません。

【参考】 上記の同一生計配偶者から源泉控除対象配偶者までを図示すると次のとおりです。



—(配偶者特別控除の対象となる配偶者)—

給与等の支払を受ける人（合計所得金額が1,000万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除き、合計所得金額が133万円以下である人に限ります。）で、控除対象配偶者に該当しない人をいいます（所法83の2）。

〔注意事項〕

- 1 「配偶者控除」の適用を受けている場合には、「配偶者特別控除」の適用を受けることはできません。
- 2 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、その年中の給与等の収入金額が123万円以下のとき又は2,015,999円を超えるときは、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
- 3 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除を受けることはできません。
- 4 一の所得者の配偶者がその所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者に該当し、かつ、他の所得者の特定親族にも該当する場合には、その配偶者は、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなされます（所法85⑤）。

—(扶養親族)—

給与等の支払を受ける人と生計を一にする親族等（配偶者及び青色事業専従者等を除きます。）で、合計所得金額が58万円以下の人をいいます（所法2①三十四）。

〔注意事項〕

ここにいう「親族等」には、親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）のほか、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や、老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人も含まれます。

—(控除対象扶養親族)—

扶養親族のうち、次に掲げる人をいいます（所法2①三十四の二）。

- (1) 居住者のうち、年齢16歳以上の人（令和8年分の所得税については、平成23年1月1日以前に生まれた人）
- (2) 非居住者のうち、次に掲げる人
 - ① 年齢16歳以上30歳未満の人（令和8年分の所得税については、平成9年1月2日から平成23年1月1日までの間に生まれた人）
 - ② 年齢70歳以上の人（令和8年分の所得税については、昭和32年1月1日以前に生まれた人）
 - ③ 年齢30歳以上70歳未満の人（令和8年分の所得税については、昭和32年1月2日から平成9年1月1日までの間に生まれた人）のうち、次のいずれかに該当する人
 - イ 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人
 - ロ 障害者
 - ハ 給与等の支払を受ける人からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

〔特定扶養親族〕

控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(令和8年分の所得税については、平成16年1月2日から平成20年1月1日までの間に生まれた人)をいいます(所法2①三十四の三)。

〔老人扶養親族〕

控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人(令和8年分の所得税については、昭和32年1月1日以前に生まれた人)をいいます(所法2①三十四の四)。

〔同居老親等〕

老人扶養親族のうち、給与等の支払を受ける人又はその配偶者の直系尊属(父母、祖父母など)で、給与等の支払を受ける人又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人をいいます(措法41の16①)。

〔特定親族〕

特定親族とは、給与等の支払を受ける人と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満(令和8年分の所得税については、平成16年1月2日生まれから平成20年1月1日生まれまで)の親族等(配偶者及び青色事業専従者等を除きます。)で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます(所法84の2)。

〔注意事項〕

- 1 ここにいう「親族等」には、親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。)のほか、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子も含まれます。
- 2 親族等の所得が給与所得だけの場合は、その年中の給与の収入金額が123万円以下のとき又は188万円を超えるときは、その親族等について特定親族特別控除の適用を受けることはできません。
- 3 二人以上の所得者の特定親族に該当する者がある場合には、その者は、これらの所得者のうちいずれか一人の特定親族にのみ該当するものとみなされます(所法85⑥)。
- 4 一の所得者の親族等がその所得者の特定親族に該当し、かつ、他の所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、その親族等は、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなされます(所法85⑤)。
- 5 親族の双方がお互いに特定親族に係る控除の適用を受けることや、特定親族に係る控除の適用を受けている親族を特定親族として控除の適用を受けることはできません。

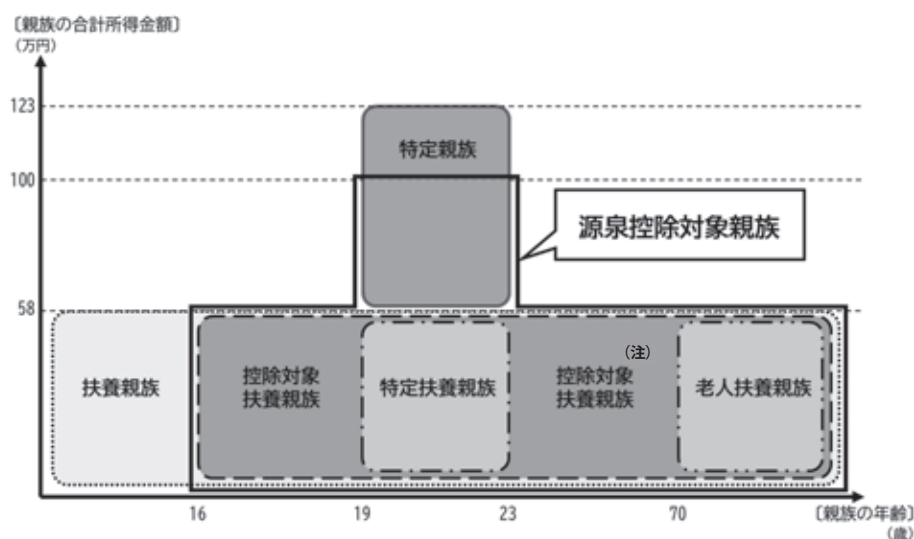
〔源泉控除対象親族〕

源泉控除対象親族とは、控除対象扶養親族又は特定親族のうち合計所得金額が100万円以下の人のいずれかに該当する人をいいます(所法2①三十四の五)。

〔注意事項〕

- 1 特定親族の所得が給与所得だけの場合は、その年中の給与等の収入金額が165万円以下であれば合計所得金額が100万円以下になります。
- 2 親族の双方がお互いに特定親族に係る控除の適用を受けることや、特定親族に係る控除の適用を受けている親族を特定親族として控除の適用を受けることはできません。

【参考】源泉控除対象親族の範囲を図示すると次のとおりです。



(注) 年齢30歳以上70歳未満の非居住者については、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人、②障害者、③その所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人のいずれかに該当する場合に限りります。

（一般の障害者・特別障害者）

一般の障害者又は特別障害者とは、給与等の支払を受ける人やその同一生計配偶者、扶養親族で、次のいずれかに該当する人をいいます（所法 2 ①二十八、二十九、所令 10）。

- ① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- ② 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判定された人——このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人——このうち、障害等級が 1 級である者として記載されている人は、特別障害者になります。
- ④ 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人——このうち、障害の程度が 1 級又は 2 級である者として記載されている人は、特別障害者になります。
- ⑤ 戦傷病者特別援護法の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている人——このうち、障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第三項症までである者として記載されている人は、特別障害者になります。
- ⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- ⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- ⑧ 精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の人（令和 8 年分の所得税については、昭和 37 年 1 月 1 日以前に生まれた人）で、その障害の程度が①、②又は④に該当する人に準ずるものとして市町村長、特別区の区長や福祉事務所長の認定を受けている人——このうち、その障害の程度が①、②又は④の特別障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人は、特別障害者になります。

（同居特別障害者）

同一生計配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、給与等の支払を受ける人、その配偶者又は給与等の支払を受ける人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます（所法 79 ③）。

（寡婦）

給与等の支払を受ける人自身が、次のいずれかに該当する人をいいます（次の「ひとり親」に該当する人を除きます。）（所法 2 ①三十、所令 11）。

- (1) 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、次の要件のいずれにも該当する人
 - ① 扶養親族を有すること
 - ② 合計所得金額が 500 万円以下であること
 - ③ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと
- (2) 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人で、次の要件のいずれにも該当する人
 - ① 合計所得金額が 500 万円以下であること
 - ② その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと

〔注意事項〕

- 1 その所得が給与所得だけの場合には、その年中の給与等の収入金額が 6,777,778 円以下であれば、合計所得金額が 500 万円以下となります。
- 2 ここにいう「その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人」とは、次の人をいいます。
 - ・ その人が住民票に世帯主と記載されている人である場合には、その人と同一の世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄として世帯主の未届の夫である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた人
 - ・ その人が住民票に世帯主と記載されている人でない場合には、その人の住民票に世帯主との続柄として世帯主の未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

（ひとり親）

給与等の支払を受ける人自身が、現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、次の要件のいずれにも該当する人をいいます（所法 2 ①三十一、所令 11 の 2）。

- (1) その人と生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除き、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が 58 万円以下の子に限り、）を有すること
- (2) 合計所得金額が 500 万円以下であること
- (3) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと

〔注意事項〕

- 1 この場合の「合計所得金額が 500 万円以下」となる場合の給与等の収入金額については、上記「寡婦」の場合と同様です。

- 2 ここにいう「その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人」とは、次の人をいいます。
- ・ その人が住民票に世帯主と記載されている人である場合には、その人と同一の世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄として世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた人
 - ・ その人が住民票に世帯主と記載されている人でない場合には、その人の住民票に世帯主との続柄として世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

(勤労学生)

給与等の支払を受ける人自身が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する人をいいます（所法2①三十二、所令11の3）。

(1) 次に掲げる学校等の学生、生徒、児童又は訓練生であること。

- ① 学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校
- ② 国、地方公共団体、学校法人、医療事業を行う農業協同組合連合会、医療法人等、文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校又は各種学校（以下「専修学校等」といいます。）を設置する者の設置した専修学校等で、職業に必要な技術の教授をするなど一定の要件に該当する課程を履修させるもの
- ③ 認定職業訓練を行う職業訓練法人で、一定の要件に該当する課程を履修させるもの

(2) その年の合計所得金額が85万円以下であり、かつ、自己の勤労に基づいて得た給与所得等以外の所得の金額が10万円以下であること。

〔注意事項〕

その所得が給与所得だけの場合には、その年中の給与等の収入金額が150万円以下であれば、合計所得金額が85万円以下になります。例えば、アルバイトにより給与収入がある学生の場合、そのアルバイト以外に収入がなく、年間のアルバイトの収入金額が150万円以下であれば、この控除を受けることができます。

4 控除を受けるための提出書類

(1) 国外居住親族

源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族又は障害者が非居住者である親族（以下「国外居住親族」といいます。）に該当する場合において、これらの国外居住親族に係る控除の適用を受けようとするときは、「給与所得者の扶養控除等申告書」にその国外居住親族に係る「親族関係書類」^(注1)（その国外居住親族が「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」に該当するものとして扶養控除の適用を受ける場合は、「親族関係書類」に加えて、「留学ビザ等書類」^(注2)）を添付する必要があります（所法194⑤）。

年末調整において、国外居住親族に係る扶養控除又は障害者控除の適用を受けようとする場合には、その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、この申告書に国外居住親族と生計を一にする事実を記載した上で、「送金関係書類」^(注3)（その国外居住親族が「給与等の支払を受ける人からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」に該当するものとして扶養控除の適用を受ける場合は、「38万円送金書類」^(注4)）を添付して提出するか、又はその申告書の提出の際に提示する必要があります（所法194⑥⑦）。

(注) 1 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族が居住者の親族であることを証するものをいいます（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。）

2 「留学ビザ等書類」とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した国外居住親族に係る外国における査証（ビザ）に類する書類の写し又は外国における在留カードに相当する書類の写しであって、その国外居住親族が外国における留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものをいいます（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。

3 「送金関係書類」とは、次の書類で、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示等してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類
- ③ 電子決済手段等取引業者（電子決済手段を発行する一定の銀行等又は資金移動業者を含みます。）の書類又はその写しで、その電子決済手段等取引業者が行う電子決済手段の移転によりその居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類

- 4 「38万円送金書類」とは、「送金関係書類」のうち、給与等の支払を受ける人から国外居住親族各人へのその年における支払金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。
- 5 年末調整において、国外居住親族に係る配偶者（特別）控除又は特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、「給与所得者の配偶者控除等申告書」又は「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に、その国外居住親族に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付して提出又は提示する必要があります。
- なお、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する際に、その国外居住親族に係る「親族関係書類」を提出又は提示している場合には、「親族関係書類」の提出又は提示は不要です。

(2) 勤労学生

上記3「（勤労学生）」の(1)②又は③に該当する人が勤労学生控除を受けるためには、学校等から主務大臣の証明書の写しと学校長等の証明書の交付を受け、これを「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に添付して提出又は提示する必要があります。

5 控除の対象になるかどうかの判定時期

控除対象配偶者や控除対象扶養親族、障害者などに該当するかどうかは、原則として、その年12月31日の現況により判定しますが、給与等の支払を受ける人やその親族が年の中途中で死亡したり、給与等の支払を受ける人が年の中途中で出国したりした場合には、その死亡又は出国の時の現況により判定します（所法85、措法41の3の11③、41の15の5②、41の16②、所基通85-1、措通41の3の11-2、41の15の5-2）。

なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」、「給与所得者の配偶者控除等申告書」、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」、「所得金額調整控除申告書」又は「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際に、源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族、障害者などに該当するかどうかは、これらの申告書を提出する日の現況により判定します。この場合、その判定の要素となる合計所得金額及び上記3「（控除対象扶養親族）」の(2)③ハの生活費又は教育費に充てるための支払金額については、これらの申告書を提出する日の現況により見積もったその年中の合計所得金額及びその支払金額により、また、年齢についてはその年12月31日の現況により判定することになります（所基通194・195-3、195の2-1、195の3-1、措通41の3の12-1、41の15の5-3）。

V 税額表の適用方法

1 税額表の適用区分

(1) 月々（日々）の給料や賞与などの源泉徴収の際に使用する税額表

給料や賞与などから源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額は、税額表を使用して求めることができますが、この税額表は、給与等の別、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無及び給与等の支給方法に応じ、次のように使用します。

税額表の区分	給 与 等 の 支 給 区 分	税 額 表 の 使 用 す る 欄
月 額 表	(1)月ごとに支払うもの (2)半月ごと、10日ごとに支払うもの (3)月の整数倍の期間ごとに支払うもの	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙欄……その他の人に支払う給与等
日 額 表	(1)毎日支払うもの (2)週ごとに支払うもの (3)日割で支払うもの 日雇賃金	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙欄……その他の人に支払う給与等 丙欄
賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	賞与 ただし、前月中に普通給与の支払がない場合又は賞与の額が前月中の普通給与の額の10倍を超える場合には、月額表を使います。	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う賞与 乙欄……その他の人に支払う賞与

(注) 日雇賃金とは、日々雇い入れられる人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける（その労働した日以外の日において支払われるものも含みます。）給与等をいいます。ただし、一の給与等の支払者から継続して2か月を超えて支払を受ける場合には、その2か月を超える部分の期間につき支払を受ける給与等は、ここでいう日雇賃金には含まれません（所令309、所基通185-8）。

(2) 年末調整の際に使用する税額の速算表

年末調整の際における年税額は、次の速算表により求めた算出所得税額から住宅借入金等特別控除額を控除し、その控除後の金額（年調所得税額）に102.1%を乗じて求めます。

なお、年末調整の概要については20ページを参照してください。

(令和8年分の年末調整のための算出所得税額の速算表)

課税給与所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000 円以下	5 %	—	(A) × 5%
1,950,000 円超 3,300,000 円 〃	10%	97,500 円	(A) × 10% - 97,500 円
3,300,000 円 〃 6,950,000 円 〃	20%	427,500 円	(A) × 20% - 427,500 円
6,950,000 円 〃 9,000,000 円 〃	23%	636,000 円	(A) × 23% - 636,000 円
9,000,000 円 〃 18,000,000 円 〃	33%	1,536,000 円	(A) × 33% - 1,536,000 円
18,000,000 円 〃 18,050,000 円 〃	40%	2,796,000 円	(A) × 40% - 2,796,000 円

(注) 1 課税給与所得金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

2 課税給与所得金額が 18,050,000 円を超える場合は、令和 8 年分の年末調整の対象となりません。

2 税額表の使い方

月々（日々）の給料や賞与などの支給の際における税額表の使用に当たっては、次の点に注意してください。

- (1) 税額表に当てはめる給与等の金額は、その月（日）分の給与等の金額から厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料などの社会保険料等を控除した後の金額によります。
- (2) 税額表の甲欄は、給与等の支払を受ける人の扶養親族等の数に応じて使用するようになっています。

この「扶養親族等の数」とは、源泉控除対象配偶者と源泉控除対象親族との合計数をいいます（注）。

また、給与等の支払を受ける人が、障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に 1 人を加算し、その人の同一生計配偶者や扶養親族（年齢 16 歳未満の人を含みます。）のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に 1 人を加算した数を扶養親族等の数とします（所法 187）。

なお、配偶者に係る扶養親族等の数の数え方は次の【参考：配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】のとおりです。

また、扶養親族等の数を算定する際には、下記の「扶養親族等の数の算定方法」を参考にしてください。

(注) 1 夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできません。

2 親族の双方がお互いに特定親族に係る控除の適用を受けることや、特定親族に係る控除の適用を受けている親族を特定親族として控除の適用を受けることはできません。

【参考：配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】

		給与等の支払を受ける人の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与等の支払を受ける人の給与等の収入金額)			
		900 万円以下 (1,095 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,095 万円超 1,145 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,145 万円超 1,195 万円以下)	1,000 万円超 (1,195 万円超)
(給与所得だけの場合の配偶者の 給与等の収入金額)	58 万円以下 (123 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	58 万円超 95 万円以下 (123 万円超 160 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	95 万円超 (160 万円超)	0 人	0 人	0 人	0 人

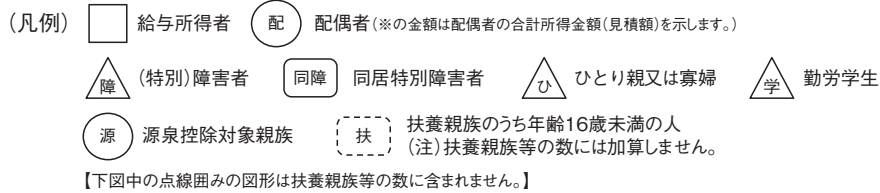
配偶者が障害者に該当する場合は 1 人加算

(注) 所得金額調整控除が適用される場合は、括弧内の各金額に 15 万円を加えてください。また、給与所得者の特定支出控除の適用を受ける場合も括弧内の各金額とは異なりますので、ご注意ください。

〔扶養親族等の数の算定方法〕

税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数の算定方法を図示すると、おおむね下図《1 配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法（具体例）》及び《2 配偶者以外の扶養親族等の数の算定方法（具体例）》のようになります。

なお、税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数は、下図1を参考に求めた配偶者に係る扶養親族等の数と、下図2を参考に求めた配偶者以外の扶養親族等の数とを合計した数となります。



《1 配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法（具体例）》

設 例	給与所得者の合計所得金額(見積額)	900万円以下	900万円超	扶養親族等の数
		※95万円超	※95万円超	0 人
		※95万円以下 (源泉控除対象配偶者)	※95万円超 (源泉控除対象配偶者)	1 人
		※58万円以下 (源泉控除対象配偶者 同一生計配偶者)	※58万円以下 (源泉控除対象配偶者 同一生計配偶者)	2 人
		※58万円以下 (源泉控除対象配偶者 同一生計配偶者)	※58万円以下 (源泉控除対象配偶者 同一生計配偶者)	3 人

《2 配偶者以外の扶養親族等の数の算定方法（具体例）》

設 例	給与所得者の合計所得金額(見積額)	900万円以下	900万円超	扶養親族等の数
		※58万円超 100万円以下	※58万円以下	0 人
		※58万円以下 (源泉控除対象配偶者)	※58万円以下 (源泉控除対象配偶者)	1 人
		※58万円以下 (源泉控除対象配偶者)	※58万円以下 (源泉控除対象配偶者)	2 人
		※58万円以下 (源泉控除対象配偶者)	※58万円以下 (源泉控除対象配偶者)	3 人
		※58万円以下 (源泉控除対象配偶者)	※58万円以下 (源泉控除対象配偶者)	4 人
		※58万円以下 (源泉控除対象配偶者)	※58万円以下 (源泉控除対象配偶者)	4 人
		※58万円以下 (源泉控除対象配偶者)	※58万円以下 (源泉控除対象配偶者)	4 人
		※58万円以下 (源泉控除対象配偶者)	※58万円以下 (源泉控除対象配偶者)	4 人

Ⅵ 税額の求め方（令和8年分）

給料や賞与などから源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額は、税額表を使用して求めることができます。

なお、給与等の支払者が給与等の支払額に関する計算を電子計算機などの事務機械によって処理している場合には、月額表の甲欄を適用する給与等に関し、財務大臣が定める方法（財務省告示）によりその給与等から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額を求めることができます（所法 189、昭 63 大蔵省告示第 185 号（令 7 財務省告示第 84号改正）、復興財確法 29、平 24 財務省告示第 116 号（令 7 財務省告示第 123号改正））。

1 月額表甲欄の使用例（「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出がある場合）

（設例）

- (1) 給与等の支給額（月額）・・・・・・・・・・・・・・ 420,000 円
 (2) 給与等から控除する社会保険料等・・・・・・・・・ 63,087 円
 (3) 扶養親族等の数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 人
 （源泉控除対象配偶者あり、源泉控除対象親族 1 人）

〔税額の計算〕

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額を求めると、356,913 円（420,000 円－63,087 円）となります。
 ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、356,913 円が含まれる「356,000 円以上 359,000 円未満」の行を求め、その行と「甲」欄の「扶養親族等の数 2 人」の欄との交わるところに記載されている金額 7,020 円を求めます。これがその給与等から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額です。

（三） （月 額 表）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶 養 親 族 等					
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
		以 上	未 満	税			
円	円	円	円	円	円	円	円
332,000	335,000	10,260	7,670	6,040	4,430	2,820	
335,000	338,000	10,510	7,790	6,170	4,550	2,940	
338,000	341,000	10,750	7,910	6,290	4,680	3,060	
347,000	350,000	11,490	8,280	6,660	5,040	3,430	
350,000	353,000	11,730	8,500	6,780	5,170	3,550	
353,000	356,000	11,980	8,750	6,900	5,290	3,680	
356,000	359,000	12,220	9,000	7,020	5,410	3,800	
359,000	362,000	12,470	9,240	7,150	5,530	3,920	

356,913円が
含まれる行

求める
税 額

〔源泉徴収簿への記入〕

月々の給与等の支払額や社会保険料等の額、源泉徴収税額などは「給与所得に対する源泉徴収簿」に記録しておき年末調整などに使用します。

〔記載例〕 源泉徴収簿

甲欄	所 属	経理課	職 名	事務職員	住 所	(郵便番号 ○〇〇-〇〇〇〇)	
乙欄	〇〇県●●市××町 2-1						

令和 8 年 分	区 分	月 分	支 給 日	給 付 金 額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算 出 税 額	年末調整による過不足税額	差 引 徴 収 税 額	等 無 当 初	有 無	控 除 額	1人当り(万円)	合計(万円)
給	1	20	1	420,000	63,087	356,913	2 人	7,020		7,020					
				2	20	420,000	63,087	356,913	2	7,020		7,020			
				3	19	420,000	63,087	356,913	2	7,020		7,020			

（注） この源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して作成されているものですので、給与等の支払者が使用している給与台帳等であっても、毎月の源泉徴収の記録などが分かり、年末調整のためにも使用できるものであれば、それを使用して差し支えありません。

2 月額表乙欄の使用例（「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出がない場合）

（設例）

- (1) 給与等の支給額（月額）・・・・・・・・・・・・・・・・ 80,750 円
 (2) 給与等から控除する社会保険料等・・・・・・・・・・・・ なし

〔税額の計算〕

- ① 給与等から控除する社会保険料等がありませんので、支給額 80,750 円がそのまま社会保険料等控除後の給与等の金額になります。
 ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、80,750円が含まれる「105,000円未満」の行を求め、その行の「乙」欄を見ますと「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の 3.063% に相当する金額」となっています。したがって、2,473 円（80,750 円× 3.063%、1 円未満の端数は切り捨てます。）がその給与等から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額です。

3 日額表の使用

日額表を使用して税額を求める場合も、月額表の場合と同じ要領で行います。

4 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の使用例（「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出がある場合）

（設例）

- (1) 賞与の支給額・・・・・・・・・・・・・・・・ 554,000 円
 (2) 賞与から控除する社会保険料等・・・・・・・・・・・・ 85,177 円
 (3) 前月中の普通給与（社会保険料等控除後）の金額・・・・ 200,820 円
 (4) 扶養親族等の数・・・・・・・・・・・・ 2 人
 （源泉控除対象配偶者あり、源泉控除対象親族 1 人）

〔税額の計算〕

- ① 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の「甲」欄の「扶養親族等の数 2 人」の欄を見て、前月の社会保険料等控除後の給与等の金額 200,820 円が含まれている「143 千円以上 276 千円未満」の行を求め、その行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率 2.042% を求めます。これがその賞与の金額に乘する率になります。
 ② 賞与の金額 554,000 円から社会保険料 85,177 円を控除した残額 468,823 円に 2.042% を乗じた金額 9,573 円（468,823 円× 2.042%、1 円未満の端数は切り捨てます。）が、その賞与から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額です。

（賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表）

(賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表)

賞与の金額に 乗すべき率	扶 養 親							
	0 人		1 人		2 人		3 人	
	前 月 の 社 会 保 険 料 等							
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
0.000	82	千円未満	107	千円未満	143	千円未満		
2.042	82	94	107	250	143	276	276	
4.084	94	260	250	289	276	321	321	
6.126	260	309	289	346	321	377	377	
8.168	309	342	346	373	377	400	400	

「扶養親族等の数 2 人」の欄

賞与の金額に
乗すべき率

前月の社会保険料等控除後の給与等の金額200,820円
が含まれる行

VII 年末調整

年末調整とは、給与等の支払者がその年最後に給与等の支払をする際、給与等の支払を受ける各人別に、それまでその年中に給与等を支払う都度源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の合計額と、その年中の給与等の支給総額について納付すべき税額（年税額）とを比較して過不足額の精算を行うことをいいます。

したがって、この年末調整は、給与等の支払を受ける大部分の人にとって確定申告に代わる役目を果たす重要な手続であるといえます。

1 年末調整を行う時期

年末調整は、原則として、その年最後に給与等の支払をする際に行います（所法 190）が、年の中途中で死亡退職した人や海外の支店への転勤により非居住者となった人などについては、その退職の時又は非居住者となった時に年末調整を行います（所基通 190-1）。

2 年末調整の対象とならない人

次に掲げるような人に支払う給与等は、年末調整の対象となりません。

- (1) 国内に、住所も 1 年以上の居所も有していない人（非居住者）
- (2) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人（税額表の乙欄又は丙欄の適用者）
- (3) その年中に支払を受ける給与等の収入金額が 2,000 万円を超える人
- (4) 「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定によりその年中の給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税につき徴収猶予や還付を受けた人
- (5) 年の中途中で退職（死亡退職などを除きます。）した人

3 年末調整の対象となる給与等

年末調整の対象となる給与等は、その年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に支給日が到来して支払うことが確定した給与等です。したがって、実際にその給与等を支払ったかどうかに関係なく、その年中に支払うことが確定している給与等は、たとえ未払であっても、その年中の給与等を含めて年末調整を行うこととなります。

4 年末調整の手順

年末調整の手順については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「年末調整のしかた」を参照してください。

VIII 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付

源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、給与等を支払った月の翌月 10 日（納期の特例の承認を受けている場合には 7 月 10 日と翌年 1 月 20 日）までに、「所得税徴収高計算書データ」を e-Tax により送信した上で納付する（キャッシュレス納付）か、「所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関又は所轄の税務署で納付します（所法 183①、190、220、所規 80、国税通則法 34①、復興財確法 28⑧、復興特別所得税省令 6）。

なお、納付する税額がない場合であっても、この所得税徴収高計算書（納付書）を所轄の税務署に提出する必要があります（この場合の所得税徴収高計算書データについても、e-Tax により送信することができます。）。

詳しい情報は、国税庁ホームページ「源泉所得税の納付手続」

【https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm】をご確認ください。

- (注) 1 法人の法人税法第 2 条第 15 号に規定する役員（*）に対する賞与について支払の確定した日から 1 年を経過した日までにその支払がなされない場合には、その 1 年を経過した日に支払があったものとみなして、その未払賞与について源泉徴収することになっています（所法 183 ②）。

（*）「役員」とは、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の人で法人の経営に従事している人のうち一定の人をいいます。

- 2 「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）」の記載例は、34 ページを参照してください。

Ⅸ 給与等の支払明細書の交付

国内において給与等の支払をする者は、支払の際に、給与等の金額、源泉徴収税額など必要な事項を記載した支払明細書をその支払を受ける人に交付しなければならないことになっています（所法 231 ①、所規 100 ①）。

- (注) 1 給与等の支払をする者は、給与等の支払を受ける人からの一定の承諾を得て、書面による給与等の支払明細書（以下「支払明細書」といいます。）の交付に代えて、支払明細書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができ、この提供により、給与等の支払をする者は、支払明細書を交付したものとみなされます（所法 231 ②③、所令 356）。
ただし、給与等の支払を受ける人の請求があるときは、給与等の支払をする者は書面により支払明細書を交付する必要があります。
- 2 給与等の支払を受ける人に支払明細書を交付しなかったり、偽りの記載をして交付（電磁的方法により提供）したりした者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処すこととされています（所法 242 七）。

参考 1 源泉徴収関係書類の電子提出

給与等の支払をする者が、受給者から次の申告書に記載すべき事項に関し電磁的提供を受けるための必要な措置を講じる等の一定の要件を満たしている場合には、その受給者は、書面による申告書の提出に代えて、電磁的方法により申告書に記載すべき事項の提供を行うことができます^(注)（所法198②③⑤、203④、所令319の2、319の4、所規76の2①～④、措法41の2の2④⑤⑧、41の3の12④⑤）。

- 1 給与所得者の扶養控除等申告書
- 2 従たる給与についての扶養控除等申告書
- 3 給与所得者の配偶者控除等申告書
- 4 給与所得者の特定親族特別控除申告書
- 5 給与所得者の基礎控除申告書
- 6 給与所得者の保険料控除申告書
- 7 所得金額調整控除申告書
- 8 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
- 9 退職所得の受給に関する申告書

(注) 申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る証明書類についても、電磁的方法により提供することができます（各控除に係る証明書に記載されるべき事項を電磁的方法により提供する場合には、これらの証明書に記載されるべき事項が記録された電子証明書等を提供しなければなりません。）。

参考 2 各種様式及び記載要領

「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」や「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」などの各種様式及び記載要領については、国税庁ホームページの「申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」の「源泉所得税関係」をご確認ください。

【<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/mokuji.htm>】

第3 退職所得の源泉徴収事務

居住者に支払う退職所得の源泉徴収事務は、①退職手当等の支払を受ける人（退職者）から、「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受け、この申告書に記載されている勤続年数などに基づいて退職所得控除額を求め、②「課税退職所得金額の算式の表」（本ページⅡ参照）の「退職手当等の区分」に応じて計算した課税退職所得金額を課税標準として、「退職所得の源泉徴収税額の速算表」（23 ページⅣ参照）の「税額」欄に示されている算式に従って税額（所得税及び復興特別所得税の額）を計算し、③退職手当等を支払う際にその税額を源泉徴収して納付する事務です。

Ⅰ 退職所得の範囲

退職所得とは、退職したことにより一時に支払われる退職手当や退職金、一時恩給などをいいます（所法 30 ①、31）。

なお、死亡したことにより退職した人に支払う退職手当等は、通常その遺族の相続税の課税対象となりますので、所得税は課税されません（所基通 9-17）。

Ⅱ 退職手当等の区分

退職所得は、その年中に支払を受ける退職手当等の区分に応じ、次の課税退職所得金額を課税標準として、他の所得と分離して課税することとされています（所法 22 ①③、30 ①②）。

課税退職所得金額の算式の表（令和 8 年分）

退職手当等の区分	課税退職所得金額
一般退職手当等（注 1）の場合	$(\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$
短期退職手当等（注 2）の場合	① 短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額 $\leq$ 300 万円の場合 $(\text{短期退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$
	② 短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額 $>$ 300 万円の場合 $150 \text{ 万円} + \{\text{短期退職手当等の収入金額} - (300 \text{ 万円} + \text{退職所得控除額})\}$
特定役員退職手当等（注 3）の場合	特定役員退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額

- (注) 1 一般退職手当等とは、退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます（所法 30⑦）。
- 2 短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が 5 年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合には、その期間を含めて計算します。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます（所法 30④、所令 69 の 2 ①③）。
- 3 特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が 5 年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます（所法 30⑤、所令 69 の 2 ②）。
- (※) 1 課税退職所得金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- 2 本年中に、一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち 2 以上の退職手当等がある場合の課税退職所得金額の計算方法などについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「短期退職手当等 Q & A」をご確認ください。

Ⅲ 退職所得控除額

退職所得控除額は、一般の退職の場合、退職した人がその会社などに就職してから退職するまでの勤続年数に応じて、次のように定められています（所法 30 ③、所令 69 ①）。

勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額
20 年以下の場合	40 万円 $\times$ 勤続年数
20 年を超える場合	800 万円 $+ 70$ 万円 $\times$ (勤続年数 - 20 年)

退職所得控除額の計算に当たっては、次の点に注意してください。

- 退職所得控除額は、勤続年数に応じて「源泉徴収のための退職所得控除額の表」により求めます。
なお、「源泉徴収のための退職所得控除額の表」については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「源泉徴収税額表」をご参照ください。
- 勤続年数に 1 年未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて 1 年とします（所令 69②）。
(例：21 年 3 か月 $\rightarrow$ 22 年)
- 計算した退職所得控除額が 80 万円未満の場合には、80 万円とします（所法 30 ⑥二）。
- 障害者となったことに直接起因して退職した場合には、一般の退職の場合の金額に一律 100 万円を加算した金額を退職所得控除額とします（所法 30 ⑥三）。

Ⅳ 税額の求め方（令和8年分）

（設例）

- (1) 勤続期間 …………… 平成8年10月1日就職～令和8年3月31日退職
 (2) 退職手当等の金額 …………… 1,700万円（一般退職手当等）
 (3) 退職の理由 …………… 定年退職

（注） この設例は「退職所得の受給に関する申告書」が提出されている場合の例ですが、この申告書が提出されていない場合には、退職手当等の収入金額に20.42%を乗じた税額を源泉徴収することになります（所法201③、復興財確法28②、31①②）。

なお、この申告書は、税務署長から提出を求められるまでの間は、提出を受けた源泉徴収義務者が保存するものとされています（所規77⑥）。

〔税額の計算〕

- ① 勤続年数は、29年6か月ですから1年未満の端数を切り上げて30年となります。
 ② 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」によって、「勤続年数」が「30年」で「一般退職の場合」の退職所得控除額を求めると1,500万円となります。
 ③ 退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額を2分の1して課税退職所得金額を求めます。
 $(1,700 \text{ 万円} - 1,500 \text{ 万円}) \times \frac{1}{2} = 100 \text{ 万円}$
 ④ 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」の「税額」欄に算式が示されていますので、この算式に従って税額を計算します。

（源泉徴収のための退職所得控除額の表）

勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合
24 年	10,800 千円	11,800 千円
25 年	11,500	12,500
29 年	14,300	15,300
30 年	15,000	16,000
31 年	15,700	16,700
32 年	16,400	17,400

$(100 \text{ 万円} \times 5\%) \times 102.1\% = 51,050 \text{ 円}$

これがその退職手当等から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額です。

退職所得の源泉徴収税額の速算表（令和8年分）

課税退職所得金額 (A)	所得税率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A) × (B) - (C) × 102.1 %
1,950,000 円以下	5 %	—	$((A) \times 5\%) \times 102.1\%$
1,950,000 円超 3,300,000 円 〃	10%	97,500 円	$((A) \times 10\% - 97,500 \text{ 円}) \times 102.1\%$
3,300,000 円 〃 6,950,000 円 〃	20%	427,500 円	$((A) \times 20\% - 427,500 \text{ 円}) \times 102.1\%$
6,950,000 円 〃 9,000,000 円 〃	23%	636,000 円	$((A) \times 23\% - 636,000 \text{ 円}) \times 102.1\%$
9,000,000 円 〃 18,000,000 円 〃	33%	1,536,000 円	$((A) \times 33\% - 1,536,000 \text{ 円}) \times 102.1\%$
18,000,000 円 〃 40,000,000 円 〃	40%	2,796,000 円	$((A) \times 40\% - 2,796,000 \text{ 円}) \times 102.1\%$
40,000,000 円 〃	45%	4,796,000 円	$((A) \times 45\% - 4,796,000 \text{ 円}) \times 102.1\%$

（注） 求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

第4 報酬・料金等の源泉徴収事務

居住者又は内国法人に支払う報酬・料金等の源泉徴収事務は、原稿料、講演料、芸能・スポーツ・知識等の教授・指導料、税理士報酬、外交員報酬、出演料、ホステスの報酬などの報酬・料金等の支払者が、その支払の際に一定の税率により所得税及び復興特別所得税を徴収して納付する事務です。

源泉徴収の対象とされている報酬・料金等の範囲及び税額の計算方法は、次の表のとおりです。

なお、給与等の支払がない個人又は常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等を支払う個人は、次表の9に掲げるホステスなどの報酬・料金を支払う場合を除き、源泉徴収を行う必要はありません（所法184、204②二）。

I 居住者に対して支払う報酬・料金等

(所法 204、205、所令 320、321、322、措法 41 の 20、復興財確法 28、31)

源泉徴収の対象となる報酬・料金等	税額の計算法
1 弁護士、税理士などの業務に関する報酬・料金 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、公認会計士、税理士、計理士、会計士補、社会保険労務士、弁理士、企業診断員、測量士、測量士補、建築士、建築代理士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、技術士、技術士補、火災損害鑑定人、自動車等損害鑑定人の業務に関する報酬・料金	支払金額×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%
2 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士の業務に関する報酬・料金	(支払金額－1万円)×10.21%
3 外交員、集金人、電力量計の検針人の業務に関する報酬・料金	$\left\{ \text{その月中の支払金額} - \left(12\text{万円} - \text{その月中の給与等の額} \right) \right\} \times 10.21\%$
4 原稿料、講演料など 原稿料、挿絵料、作曲料、レコードやテープの吹込料、デザイン料、放送謝金、著作権の使用料、著作隣接権の使用料、講演料、芸能・スポーツ・知識等の教授・指導料、投資助言業務に係る報酬・料金、脚本料、脚色料、翻訳料、通訳料、校正料、書籍の装丁料、速記料、版下の報酬など	支払金額×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%
5 次に掲げる職業運動家等の業務に関する報酬・料金 職業野球の選手、プロサッカーの選手、プロテニスの選手、プロレスラー、プロゴルファー、プロボウラー、自動車のレーサー、競馬の騎手、モデルなど	支払金額×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%
6 芸能人などに支払う出演料等 (注) 一般の人に支払うラジオやテレビ放送の出演料も含まれます。	
7 芸能人の役務の提供を内容とする事業の報酬・料金	
8 プロボクサーの業務に関する報酬・料金	(支払金額－5万円)×10.21%
9 バー・キャバレー等のホステス、バンケットホステス・コンパニオン等の業務に関する報酬・料金	(支払金額－控除額)×10.21% (注) 控除額＝(5,000円×支払金額の計算期間の日数)－その計算期間の給与等の額
10 役務の提供を約すること等により一時に支払う契約金 (注) 例えば、技術者を採用する際に支払う支度金など	支払金額×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%
11 事業の広告宣伝のための賞金	(支払金額－50万円)×10.21%
12 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬	(その月中の支払金額－20万円)×10.21%
13 馬主に支払う競馬の賞金	{支払金額－(支払金額×20%+60万円)}×10.21%

(注) 1 報酬・料金等の名目であってもその内容が給与等又は退職手当等に該当する場合は、給与等又は退職手当等として源泉徴収をします(所法 183、199、204 ②一)。

2 報酬・料金等には、物品その他の経済的利益により支払うものも含まれます。

3 報酬・料金等の金額の中に消費税及び地方消費税の額が含まれている場合であっても、消費税及び地方消費税の額を含めた金額が源泉徴収の対象となる報酬・料金等の金額となります。ただし、報酬・料金等の支払を受ける者からの請求書等において、報酬・料金等の額と消費税及び地方消費税の額とが明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額として差し支えありません(平元直法 6-1 (最終改正平 26 課法 9-1))。

4 報酬・料金の支払者が、その支払を受ける人の旅行、宿泊等の費用を負担する場合も源泉徴収の対象となりますが、その費用を報酬・料金の支払を受ける人に支払わず、交通機関やホテルなどに直接支払い、かつ、その金額がその費用として通常必要であると認められる範囲内であれば、源泉徴収をしなくて差し支えありません(所基通 204-4)。

Ⅱ 内国法人に対して支払う報酬・料金等

(所法 174 十、175 三、212 ③、213 ②、所令 298 ⑨、299、復興財確法 28、31)

源泉徴収の対象となる報酬・料金等	税額の計算方法
馬主に支払う競馬の賞金	{支払金額 - (支払金額 × 20% + 60万円)} × 10.21%

第5 配当所得の源泉徴収事務

居住者又は内国法人に支払う配当所得の源泉徴収事務は、剰余金の配当、剰余金の分配など（法人税法に規定する適格現物分配に係るものを除きます。以下「配当等」といいます。）や配当等とみなされるいわゆるみなし配当の支払者が、その支払の際に次に掲げる区分の税率により所得税及び復興特別所得税を徴収して納付する事務です（所法 24、25、174、181、182、212、213、措法 8 の 3、9 の 2、9 の 3、9 の 3 の 2、37 の 11 の 6、復興財確法 28、31）。

- (注) 1 みなし配当とは、①非適格合併、②非適格分割型分割、③非適格株式分配、④資本の払戻し、⑤残余財産の分配、⑥自己株式の取得等（自己株式又は出資の取得、出資の消却等、組織変更）により受けた金銭その他の資産の交付が、配当等とみなされるものをいいます。
- 2 一定の内国法人に、支払う配当等で次に掲げるものについては、源泉徴収をする必要はありません（所法 177、212③）。
- ① 法人税法第23条第5項に規定する完全子法人株式等に該当する株式等（その内国法人が自己の名義をもって有するものに限ります。次の②において同じです。）に係る配当等
- ② その内国法人が保有する他の内国法人の株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

なお、株式又は出資に係る配当等については、その支払の確定した日（株主総会の決議で定められた剰余金の配当等についての効力を生ずる日など）から1年を経過した日までに支払がない場合には、その1年を経過した日に支払があったものとみなして、源泉徴収を行うことになっています（所法 181 ②）。

1 上場株式等の配当等の場合

源泉徴収税率は、15.315%（支払を受ける者が居住者の場合は他に住民税5%）です。

- (注) 1 発行済株式の総数等の3%以上に相当する数又は金額の株式等を有する個人が支払を受ける上場株式等の配当等については、この制度の対象となりません（下記「2 上場株式等以外の配当等の場合」に該当することになります。）。
- 2 「上場株式等の配当等」には、証券取引所（金融商品取引所）に上場されている株式や店頭売買登録銘柄として登録されている株式についての配当のほか、特定株式投資信託や公募株式投資信託の収益の分配、特定投資法人の投資口の配当などが含まれます。詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「源泉徴収のあらまし」をご参照ください。

2 上場株式等以外の配当等の場合

源泉徴収税率は、20.42%（住民税なし）です。

第6 非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務

非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務は、非居住者又は外国法人に対して国内源泉所得のうち源泉徴収の対象となる国内源泉所得を支払う際に、一定の税率により所得税及び復興特別所得税を徴収して納付する事務です。

なお、源泉徴収の対象となる国内源泉所得の種類と税率等は次のとおりです（所法 24、161、212、213、措法 8 の 2、9 の 3、9 の 3 の 2、37 の 11 の 4、37 の 11 の 6、41 の 9、41 の 12、41 の 12 の 2、41 の 22、復興財確法 28、31）。

源泉徴収の対象となる国内源泉所得の種類	源泉徴収の税率
① 組合契約 ^(注1) に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる利益の配分（所法161①四）	20.42%
② 国内にある土地、土地の上に存する権利、建物及びその附属設備又は構築物の譲渡による対価（所法161①五） ※ 譲渡対価の金額が1億円以下で、かつ、その土地等を自己又はその親族の居住の用に供するために譲り受けた個人が支払うものを除きます。	10.21%
③ 国内において行う人的役務の提供を主たる内容とする事業で、次に掲げる者の役務提供の対価（所法161①六） イ 映画や演劇の俳優、音楽家などの芸能人、職業運動家 ロ 弁護士、公認会計士、建築士などの自由職業者 ハ 科学技術、経営管理などの分野に関する専門的知識や特別の技能のある人	20.42%
④ 国内にある不動産、不動産の上に存する権利又は採石権の貸付け、租鉱権の設定、居住者や内国法人に対する船舶や航空機の貸付けによる対価（所法161①七） ※ 土地家屋等の貸付けによる対価で、その土地家屋等を自己又はその親族の居住の用に供するために借り受けた個人が支払うものを除きます。	20.42%
⑤ 日本国の国債、地方債又は内国法人の発行する債券の利子、外国法人の発行する債券の利子のうちその外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るもの、国内にある営業所等に預け入れられた預貯金の利子等（所法161①八）	15.315% ^(注2)
⑥ 内国法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は基金利息、国内にある営業所に信託された投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。）又は特定受益証券発行信託の収益の分配（所法161①九）	20.42%
⑦ 国内において業務を行う者に対するその国内業務に係る貸付金の利子（所法161①十）	20.42%
⑧ 国内において業務を行う者から受ける次の使用料又は対価でその国内業務に係るもの（所法161①十一） イ 工業所有権などの技術に関する権利、特別の技術による生産方式、ノウハウなどの使用料又はその譲渡による対価 ロ 著作権、著作隣接権、出版権などの使用料又はこれらの権利の譲渡による対価 ハ 機械、装置、車両、運搬具、工具、器具及び備品の使用料 ニ 上記ロ又はハの資産で居住者又は内国法人の業務の用に供される船舶又は航空機において使用されるものの使用料	20.42%
⑨ 給与その他の人的役務の提供に対する報酬のうち国内において行う勤務等に基因するもの、公的年金等のうち一定のもの、退職手当等のうち受給者が居住者であった期間に行った勤務等に基因するもの（非居住者のみ）（所法161①十二）	20.42%
⑩ 国内において行う事業の広告宣伝のための賞金品（所法161①十三）	20.42%
⑪ 国内にある営業所等を通じて保険業法に規定する生命保険会社や損害保険会社と締結した保険契約等に基づいて受ける年金等（所法161①十四）	20.42%
⑫ 国内にある営業所が受け入れた定期積金の給付補填金等（所法161①十五）	15.315%
⑬ 国内において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約等に基づいて受ける利益の分配（所法161①十六）	20.42%

（注）1 「組合契約」とは、所得税法第161条第1項第4号に規定する組合契約をいいます。

2 振替国債の利子、振替地方債の利子及び一定の振替社債の利子については、一定の要件の下に、源泉徴収が免除されます（措法5の2、5の3）。

〔参考〕

以下の国内源泉所得については、次の税率とされています。

源泉徴収の対象となる国内源泉所得の種類	源泉徴収の税率
① 次に掲げる収益の分配等（所法24、措法8の2） イ 公社債等運用投資信託（公募のものを除きます。）の受益権の収益の分配 ロ 特定目的信託（公募のものを除きます。）の社債的受益権の収益の分配	15.315%
② 上場株式等の配当等（措法9の3、9の3の2） ※ 発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人が支払を受ける配当等を除きます。	15.315%
③ 源泉徴収を選択した特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等（措法37の11の4） ※ 恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける場合に限りです。	15.315%
④ 国内において預入等をした懸賞金付預貯金等の懸賞金等（措法41の9）	15.315%
⑤ 割引債の償還差益（措法41の12）	18.378% (特定のものは16.336%)
⑥ 割引債の償還金に係る差益金額（措法41の12の2）	15.315% ^(注)

(注) 振替割引債の償還金に係る差益金額については、一定の要件の下に、源泉徴収が免除されます（措法41の13の3）。

— ご注意ください!! —

普段、非居住者や外国法人と取引のない個人の方や法人であっても、非居住者や外国法人から国内にある不動産を譲り受けたり、借りたりした場合、その対価を支払う際には、源泉徴収をしなければなりません。

※ 個人の方が、自己又はその親族が居住するために譲り受けたり、借りたりした場合に支払うもの（譲り受けの対価については1億円以下のものに限りです。）については、源泉徴収の必要はありません。

非居住者又は外国法人に対する課税の特例

非居住者又は外国法人に対する課税については、次のような特例があります。

詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご参照ください。

1 源泉徴収免除証明書によるもの

恒久的施設を有する非居住者又は恒久的施設を有する外国法人が、一定の要件を備えていることについて納税地の所轄税務署長から源泉徴収免除証明書（以下「免除証明書」といいます。）の交付を受け、この免除証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その免除証明書の有効期間内にその支払者が支払う国内源泉所得（その非居住者又は外国法人の恒久的施設に帰せられるものに限りです。）のうち特定のもののについては、源泉徴収を要しないこととされています（所法180、214）。

2 租税条約によるもの

非居住者又は外国法人の居住地国と我が国との間で租税条約が締結されている場合には、その租税条約に定めるところにより、その非居住者又は外国法人が支払を受ける国内源泉所得に対する所得税及び復興特別所得税が軽減又は免除されることがあります^(注1)。この所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けようとする場合には、所定の届出書や還付請求書をその国内源泉所得の源泉徴収義務者を經由して税務署長に提出^(注2)することとされています（実施特例省令1の2、2～3の2、3の4～9、9の5～9の11、14の2）。

3 外国居住者等所得相互免除法によるもの（台湾関係）

台湾に住所等を有する非居住者又は台湾に本店等を有する外国法人が支払を受ける国内源泉所得に対する所得税及び復興特別所得税が軽減又は非課税とされることがあります^(注1)。この所得税及び復興特別所得税の軽減又は非課税の適用を受けようとする場合には、所定の届出書や還付請求書をその国内源泉所得の源泉徴収義務者を經由して税務署長に提出^(注2)することとされています（外国居住者等所得相互免除規3、6～9、11、13、13の2）。

(注) 1 租税条約等の適用により、その租税条約等で定められている税率が所得税法や租税特別措置法に規定する税率以下となるものについては、復興特別所得税を併せて源泉徴収する必要はありません（復興財確法33④一、⑨一）。

2 届出書や還付請求書の提出に代えて行う電磁的方法によるその届出書や還付請求書に記載すべき事項等の提供を含みます。

第7 その他の所得に対する源泉徴収

次の所得などについても、源泉徴収が必要となります。

詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「源泉徴収のあらまし」をご参照ください。

- ① 公社債及び預貯金の利子等 ② 定期積金の給付補填金等
- ③ 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等 ④ 公的年金等

第8 そ の 他

I 源泉徴収税額の過誤納額の還付

税額計算の誤りなどにより納め過ぎた源泉徴収税額がある場合には、源泉徴収義務者は、納め過ぎとなった理由、還付を受けようとする金額等を記載した「源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書」を納税地の所轄税務署長に提出してください。所轄税務署において還付請求書の内容を検討し納め過ぎとなっている額が確認できた場合には、源泉徴収義務者に還付することとされています（国税通則法56）。

なお、年末調整による過納額の還付の請求については、これとは別に、その手続が定められていますので、詳細については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「年末調整のしかた」をご参照ください。

II 源泉徴収票及び支払調書の提出

給与等や退職手当等、報酬・料金などの支払者は、その支払の明細を記載した源泉徴収票や支払調書を一定の期限までに本人に交付したり、あるいは税務署長に提出しなければならないことになっています（所法225、226）。

以下、給与等及び退職手当等の源泉徴収票と報酬・料金などを支払った場合の支払調書の提出等について説明します。

1 給与所得の源泉徴収票

- (1) 給与等の支払者は、各受給者について、その年の1月から12月までの間に支払の確定した給与等の金額や源泉徴収税額などを記載した「給与所得の源泉徴収票」を2部作成し、そのうち1部を合計表とともに翌年1月31日まで（年途中で退職した受給者については、退職後1か月以内）に、税務署長に提出し、他の1部を受給者に交付しなければなりません（所法226①、所規93①）（下記5(1)参照）。

なお、年途中で退職した受給者の源泉徴収票については、その他の受給者分と併せて退職の年の翌年1月31日までに税務署長に提出することとしても差し支えありません。

（注）外国人労働者が、国内に住所を有するか又は引き続いて国内に1年以上居所を有することにより居住者となる場合についても、同様の取扱いとなりますので注意してください。

- (2) 年途中で退職した受給者に対してその年中に支払った給与等の金額が30万円以下である場合には、上記1にかかわらず、その給与等についての源泉徴収票を税務署長に提出する必要はありません（所規93②）。

（注）令和8年12月31日以前に提出すべき「給与所得の源泉徴収票」の提出省略範囲については、国税庁ホームページのタックスアンサー「No7411『給与所得の源泉徴収票』の提出範囲と提出枚数等」

【<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hotei/7411.htm>】をご確認ください。

- (3) 令和9年1月1日以後に、市区町村の長に「給与支払報告書」を提出した場合には、その報告書に記載された給与等について税務署長に「給与所得の源泉徴収票」を提出したものとみなされます（所法226⑥）。

（注）令和8年12月31日までは、「給与所得の源泉徴収票」は税務署長に、「給与支払報告書」は市区町村の長にそれぞれ提出しなければなりません。

- (4) 給与等の支払をする者は、給与等の支払を受ける人からの一定の承諾を得て、書面による給与所得の源泉徴収票の交付に代えて、給与所得の源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この提供により、給与等の支払をする者は、給与所得の源泉徴収票を交付したものとみなされます。ただし、給与等の支払を受ける人の請求があるときは、給与等の支払をする者は書面により給与所得の源泉徴収票を交付する必要があります（所法226④⑤）。

2 退職所得の源泉徴収票

- (1) 退職手当等の支払者は、各受給者について支払の確定した退職手当等の金額や源泉徴収税額などを記載した「退職所得の源泉徴収票」を2部作成し、そのうち1部を合計表とともに退職後1か月以内に税務署長に提出し、他の1部を受給者に交付しなければなりません(所法226②、所規94①)(下記5(1)参照)。この場合、その年中の源泉徴収票を取りまとめて、翌年1月31日までに税務署長に提出することとしても差し支えありません。
- (2) 退職所得の源泉徴収票についても上記1(4)と同様の取扱いが認められています。

3 報酬・料金等の支払調書

- (1) 所得税法第204条第1項各号等に掲げる報酬・料金、契約金、賞金又は診療報酬の支払者は、その報酬・料金、契約金などについてその支払を受ける者ごとに支払金額や源泉徴収税額並びに支払を受ける者及び支払をする者のマイナンバー(個人番号)又は法人番号などを記載した「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を作成し、翌年1月31日までに合計表とともに税務署長に提出しなければなりません(所法225①三、所規84①)(下記5(2)参照)。
- (2) 次に掲げる報酬・料金などについては、(1)にかかわらず支払調書を税務署長に提出する必要はありません(所規84②)。
 - イ 診療報酬、プロボクサー、外交員、集金人、電力量計の検針人の報酬・料金及びバー・キャバレー等のホステス、バンケットホステス・コンパニオン等の報酬・料金については、同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの
 - ロ 広告宣伝のための賞金については、同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの
 - ハ 馬主が受ける競馬の賞金については、同一人に対するその年中の支払金額の全部につきそれぞれその1回の支払金額が75万円以下であるもの
 - ニ イからハまでの報酬・料金以外の報酬・料金については、同一人に対するその年中の支払金額が5万円以下であるもの

4 非居住者等の所得の支払調書

非居住者又は外国法人に給与等や報酬などを支払う者は、その支払を受ける者ごとにその支払金額や源泉徴収税額並びに支払を受ける者及び支払をする者のマイナンバー(個人番号)又は法人番号(マイナンバー(個人番号)又は法人番号を有する者に限ります。)などを記載した「支払調書」を作成し、翌年1月31日までに合計表とともに税務署長に提出しなければなりません(所法225①八、所規89)(下記5(2)参照)。

ただし、その年中の支払金額が50万円以下である場合には、提出する必要はありません(所規89④)。

(注)「非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書」のほか、一部の調書については、提出期限や提出範囲が異なるものがあります。

5 源泉徴収票等を作成する際の注意事項

- (1) 給与等又は退職手当等の支払者が税務署長に提出する源泉徴収票には、受給者等のマイナンバー(個人番号)又は法人番号を記載する必要がありますが、受給者に交付する源泉徴収票には、受給者等のマイナンバー(個人番号)又は法人番号は記載しないこととされています。
- (2) 支払を受ける者に支払調書の写しを交付する場合には、支払をする者及び支払を受ける者のマイナンバー(個人番号)を記載して交付することはできません。
- (3) 源泉徴収票や支払調書を税務署長に提出する場合において、その種類ごとに、その年の前々年に提出すべきであった源泉徴収票や支払調書の枚数が30枚以上であるものについては、e-Tax、クラウド等又は光ディスク等(以下「e-Tax等」といいます。)により提出する義務があります^(注)(所法228の4①)。
(注) 令和8年12月31日以前に提出する法定調書については、前々年に提出すべきであった法定調書の枚数が100枚以上であるものについて、e-Tax等により提出する必要があります。
- (4) 給与等や退職手当等、報酬・料金などの支払者は、①税務署長に源泉徴収票や支払調書を期限までに提出しなかったり、偽りの記載や記録をして提出したりした場合、②その受給者に源泉徴収票を期限までに交付しなかったり、偽りの記載をして交付(電磁的方法により偽りの事項を提供)したりした場合には、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処することとされています(所法242五、六)。

Ⅲ 災害被害者に対する救済

- (1) 給与等や報酬・料金、公的年金等の支払を受ける人が震災、風水害、落雷、火災のような災害により大きな被害を受けたときは、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」(以下「災免法」といいます。))によって、源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けることができます(災免法3、復興財確法33①)。

なお、これにより徴収猶予や還付を受けた人は、年末調整の対象とならないため、確定申告で雑損控除や災免法による所得税の軽減免除の適用を受けることにより精算することになります。

- (2) 災免法に基づき給与等又は公的年金等について徴収猶予を受けようとする場合には、所定の申請書とその支払者を經由して災害を受けた人の納税地の所轄税務署長に提出[※](還付を受ける場合や、報酬・料金について徴収猶予を受ける場合等は、直接、災害を受けた人の納税地の所轄税務署長に提出)することとされています。

詳しい手続などについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「源泉徴収のあらまし」を参照してください。

(注) 支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出しても構いません(この場合でも、申請書の名宛人は、災害を受けた人の納税地の所轄税務署長としてください)。

Ⅳ 給与所得者で確定申告をすれば源泉徴収税額が還付される場合

源泉徴収税額のある給与所得者で確定申告をすればその源泉徴収税額の還付が受けられるのは、次のような人です。

- (1) 年の途中で退職して年末調整を受けなかった人で、その後その年中に他の所得がないことなどにより、給与等について源泉徴収された税額が年税額を超える人
- (2) 災害により住宅や家財についてその価額の50%以上の損害を受けたため、災免法の規定による所得税の軽減、免除を受けようとする人
- (3) 災害、盗難又は横領により住宅や家財について損害を受けた場合や災害等に関連してやむを得ない支出をした場合に、その損害額や支出した金額が一定の金額を超えるため、所得税法の規定による雑損控除を受けようとする人((2)の軽減や免除を受ける人は、その災害による損失額については、この控除は受けられません。)
- (4) 支払った医療費が、10万円か所得金額の合計額の5%相当額かのいずれか低い金額を超えるため、所得税法の規定による医療費控除を受けようとする人
- (5) 国や特定公益増進法人等に対して支払った寄附金、都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税等)、認定特定非営利活動法人等の行う一定の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額又は特定の政治献金が2千円を超えるため、所得税法等の規定による寄附金控除を受けようとする人
- (6) 所得が一定額以下の人などで、配当所得があるため所得税法等の規定による配当控除を受けようとする人
- (7) 外国で所得税に相当する税を納めた人又は集団投資信託の収益の分配等の支払を受けた場合で一定の要件を満たす人で、所得税法の規定による外国税額控除又は分配時調整外国税相当額控除を受けようとする人
- (8) 住宅の取得等をしたため、租税特別措置法の規定による住宅借入金等特別控除を受けようとする人や、住宅借入金等特別控除の適用が2年目以降となる人で年末調整の際にその控除を受けていない人
- (9) 退職手当等の支払を受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったために、その支払額に20.42%の税率で源泉徴収をされた人で、その源泉徴収税額が退職所得控除額等を適用して求めた税額を超えている人
- (10) 政党等に対して政治活動に関する一定の寄附をしたことにより政党等寄附金特別控除を受けようとする人
- (11) 認定特定非営利活動法人等に対する一定の寄附金又は一定の公益社団法人等に対する一定の寄附金が2千円を超えるため、租税特別措置法の規定による所得税額の特別控除を受けようとする人
- (12) 一定の耐震改修を行った人で、住宅等耐震改修特別控除を受けようとする人
- (13) 一定の特定改修工事を行った人で、住宅特定改修特別税額控除を受けようとする人又は一定の認定住宅等の新築等を行った人で、認定住宅等新築等特別税額控除を受けようとする人
- (14) 特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1相当額を超えるため、給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受けようとする人
- (15) 健康の保持増進及び疾病の予防のために健康診断等を受け、かつ、一定の医薬品に係る購入費の合計額が1万2千円を超えた場合に、租税特別措置法の規定による医療費控除の特例を受けようとする人

年末調整手続の電子化で業務の効率化

年末調整手続の電子化とは・・・

1. 従業員が控除証明書等をデータで取得し、これを利用して年末調整に関する申告書をデータで作成
2. 勤務先が従業員から年末調整に関する申告書及び控除証明書等のデータ提供を受け、このデータを利用して年税額を計算

「年末調整手続の電子化」に必要な準備に関するパンフレットやQ&Aは、こちらをご覧ください。



国税庁では、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(年調ソフト)を無償で提供しています。



年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与の支払者）	従業員（給与所得者）
① 関係書類の配付や回収が不要！ ② 控除額や添付書類のチェックが簡単！ ③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！ ④ 書類の保管場所も不要！	① 手書きでの書類作成が不要！ ② 控除額はソフトが自動計算！ ③ テレワーク中の従業員も提出可能！ ④ マイナポータル連携を利用すれば、 保険料等の控除証明書等をまとめて取得可能！

従業員による3ステップ



1. 準備
控除証明書等を
データで取得(※)



2. 作成
申告書を
データで作成



3. 提出
勤務先に
データで提出

※ 控除証明書等は、その控除証明書等の発行主体(保険会社等)から取得してください。
なお、マイナポータル連携を利用することで、控除証明書等のデータを一括取得できます。

マイナポータル連携を行うための事前準備については、こちらをご確認ください。



※ マイナポータル連携を利用するためには、マイナンバーカードが必要です。
マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

マイナンバーカードの有効期限や更新手続等の詳細は、こちらをご確認ください。





e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

国税電子申告・納税システム(e-Tax)による納付手続は次のとおりです。

ご利用開始までの流れ

(e-Taxソフト(WEB版)を利用する場合)

※ e-Taxソフト(WEB版)はWebブラウザ上で納付手続を利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして納付手続を利用することも可能です。

1 e-Taxソフト(WEB版)の準備をします。

e-Taxソフト(WEB版)をご利用になる際に、事前準備セットアップが必要な場合があります。事前準備セットアップについては、e-Taxホームページ「e-Taxソフト(WEB版)のご利用に当たって【パソコン】」をご確認ください。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxソフトをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出(送信)が必要です。e-Taxソフト(WEB版)を利用して開始届出書の提出(送信)を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト(WEB版)の操作方法については、e-Taxホームページ(e-Taxソフト(WEB版)ご利用ガイド)をご覧ください。



【開始届出書を作成する】

3 税務署又は金融機関等に対し納付のための手続(準備)を行います。

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。

なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm)をご覧ください。



「源泉所得税の納税手続」

① ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ提出します。

個人事業者の方はe-Taxからダイレクト納付利用届出書を提出(送信)することができ、金融機関届出印や電子証明書が不要となります。

書面でダイレクト納付利用届出書を提出していただいてから利用可能となるまでに1か月程度かかりますが、e-Taxでの提出(送信)の場合は、1週間程度でご利用できます。

ダイレクト納付利用届出書の記載方法や、ご利用可能な金融機関等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「ダイレクト納付」でご確認ください。

なお、e-Taxの徴収高計算書データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信することで、法定納期限当日(法定納期限当日に手続をした場合は、翌取引日)に自動的に口座引落しにより納付を行うことができます。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキングの契約をします。利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ページ)が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

③ クレジットカード納付を利用する場合

利用可能なクレジットカードをご準備ください(利用可能なクレジットカード等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「クレジットカード納付」でご確認ください。)

※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません。)

④ スマートアプリ納付を利用する場合

スマートフォンをご準備ください。

※1 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。

※2 事前にPay払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録及び残高のチャージが必要です。

これで納付のための手続(準備)は完了です。具体的な納税のしかたについては次ページをご覧ください。

スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト(WEB版)を利用することにより、源泉所得税を納付できます。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）の記載例

納付書には、納付する税額のほか、その月の給与等の支払を受ける人の数や給与等の支払額などを記載することになっています。

この納付書は3枚1組の複写式になっていますが、納付するときは切り離さずに最寄りの金融機関や所轄の税務署の窓口へ提出してください。

なお、納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の場合には、この記載例の「納期特例分」の納付書を使用し、これ以外の源泉徴収義務者の場合には、「一般分」の納付書を使用してください。

(注) 給与等の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、給与等や退職所得等、税理士等の報酬・料金について源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税を年2回（7月と翌年1月）にまとめて納付する納期の特例の承認を受けることができます（詳しくは3ページを参照してください）。

＜納付する税額がない場合＞

納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書（納付書）を所轄の税務署に提出する必要があります（この場合の所得税徴収高計算書データについても、e-Taxにより送信することができます）。

なお、令和7年1月から、所得税徴収高計算書（納付書）の写しに収受日付印の押なつを行わないこととしていますので、所得税徴収高計算書（納付書）の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。詳しい情報は、国税庁ホームページ「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」【<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm>】をご確認ください。

◎ 令和8年9月下旬以降の所得税徴収高計算書（納付書）の様式変更

令和8年9月下旬以降に税務署の窓口で配付する所得税徴収高計算書（納付書）について、様式変更（A4三つ折りサイズ程度の複写式からA4サイズの単票式への変更等）を予定しています。

なお、所得税徴収高計算書（納付書）の現行様式（複写式）については、令和10年9月頃まで使用することができる予定です。

所得税徴収高計算書（納付書）の様式変更については、国税庁ホームページ「所得税徴収高計算書（納付書）の記載のしかた」

【<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/keisansho/01.htm>】をご覧ください。



〔設例〕 納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の場合

The diagram illustrates the layout of the tax form with the following labels and corresponding sections:

- 「納期等の区分」欄に記入した期間内における各月ごとの実人員の合計数**: Points to the top section of the form.
- 最初と最後の支払年月**: Points to the first and last payment months (08/01 and 08/06).
- 法人の役員の職務に対して支払った賞与について記載します。**: Points to the section for bonuses paid to corporate officers.
- 納付する税額の合計額**: Points to the total tax amount paid (¥276,969).
- 令和8年1月から6月までに支払った俸給・給料等の合計額とその税額**: Points to the section for wages and salaries paid from January to June.
- 令和8年6月25日に支払った使用人分の賞与とその税額**: Points to the section for bonuses paid to employees on June 25.
- 令和8年1月から6月までに支払った税理士報酬の合計額とその税額**: Points to the section for tax accountant fees paid from January to June.

源泉所得税及び復興特別所得税は、e-Taxを利用して納付（キャッシュレス納付）できます。
詳しくは、32ページ及び33ページをご覧ください。

